

第九十六回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和五十七年四月二十二日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月十五日 辞任 山中 郁子君
補欠選任 宮本 順治君

四月十七日 辞任 関口 恵造君
補欠選任 戸塚 進也君

四月二十一日 辞任 吉田 実君
補欠選任 初村滝一郎君

四月二十一日 辞任 岡部 三郎君
補欠選任 世耕 政隆君

出席者は左のとおり。
宮本 順治君 山中 郁子君

委員

国務大臣

法務大臣 坂田 道太君

政府委員

法務大臣官房長 寛 榮一君
法務省民事局長 中島 一郎君
法務省刑事局長 前田 宏君

最高裁判所長官代理者 梅田 晴亮君

最高裁判所事務 川崎 義徳君

最高裁判所事務 総局民事局長 奥村 俊光君

最高裁判所事務 総局刑事局長 伊藤 修介君

最高裁判所事務 総局行政局長 務課長

事務局側 常任委員会専門 員 奥村 俊光君

説明員 郵政省郵務局業 務課長 伊藤 修介君

本日の会議に付した案件

○証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十七日、関口恵造君、吉田実君及び岡部三郎君が委員を辞任され、その補欠として戸塚進也君、初村滝一郎君及び世耕政隆君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、前回の委員会において質疑は終局いたしましたので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。寺田君。

○寺田熊雄君 私は、ただいま可決されました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

刑事事件における証人等の出頭及び供述が、公正な裁判の実現に不可欠なものであることにかんがみ、政府は、証人等が被害を受けた場合の給付額の引上げについて格段の努力をすべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(鈴木一弘君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂田法務大臣。

○国務大臣(坂田道太君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、関係省庁とも協議して鋭意努力してまいりたいと存じます。

○委員長(鈴木一弘君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る八日の委員会において聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 ただいま質疑をいたすべき民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案、これについてお尋ねをする前に、法務大臣にちょっとお伺いしたいことがございます。

それは、刑法の改正につきましては、法務大臣いままです所信表明その他におかれましていろいろ御抱負をお述べになっておられるわけでありまして、最近新聞紙上で見ますと、今国会における改正案の提出はもう断念なさったというふうな記事が出ております。これが事実かどうか、一応この法務委員会においてそのことを明らかに御説明いただきたいと思います。

第三部 法務委員会會議録第九号 昭和五十七年四月二十二日【参議院】

○国務大臣(坂田道太君) この法案につきましても明治四十年以来の大法案でございまして、その内容も、また手続も十分尽くす必要があるというふうに考えまして、しかしながら前大臣の御意向もございまして、本国会に提出すべく努力をしまいたたけでございまして。

しかしながら、日弁連との交渉も数回やりました。そして、本年度に入りましてからわりあい実質的な交渉というところに入っております。しかも、この四月の十六日に最近はいったいわけでございますが、ここでこれを打ち切つて見切り発車みたいにして法案を提出するのはいかがかというふうにも考えましたし、同時に、その前提条件でございまして相手方の厚生省、この法案を出すにつきまして治療処分等につきまして問題点が残っておりまして、日弁連との意見の調整がまだ尽くされてない。また、厚生省におきまして、やはりお医者さん方、精神医療関係の方々の御協力を得なければならぬ、あるいは施設をどうするかというふうな問題も実は残されておまして、この点におきまして、厚生省とわが方と最後の合意に達しておりません。その辺を考えまして、今回は事実上提出することはできなくなつたと。したがって、断念をしたということでございまして。

なお、今後とも日弁連との継続的な交渉は続けたい。また向こうの、先方さんの御了承も得ておることとございまして。

それからまた一方、厚生省等の関係におきましても、参事官レベルにおきましては協議を続けてまいったわけでございますけれども、今後正式に公の場で厚生省と法務省と協議に入るといふ約束も取りつたわけでございます。

さらに厚生省の御意見と、あるいは日弁連の御意見とわれわれ法務省の意見とがかなり対決しているというところが、意見の相違を来しておるといふ問題もございまして。その問題は非常に明らかにいたしました。したがって、この問題をどう考えたらいいかというところにつきまして、国民一般の方々の意見も聴取してみたいというふう

に思ひますので、近く十五人ばかりの有識者の方々の懇談会、名称はどういうふうにするか別にいたしまして、そういう懇談会を設けて、四月、五月、六月と、九月ぐらいまでの間に十分聴取をいたしたい。また、被害者等の方々についても意見を聞きたい。あるいは一般の報道関係の方々の方面について造詣の深い方々にも意見を聞きたい。そういうことを経まして、ひとつ今後問題点を整理し、でき得べくんば三者の、つまり日弁連、私ども法務省、それに厚生省、コンセンサスを得たい、それからひとつ来年の国会に提出すべく努力を傾けていきたいというふうに考えておる次第でございまして。

○寺田熊雄君 大臣のお考えはよくわかりました。その懇談会は、別段政令とか省令とかいうものによらずでなくして、これはどういふものか、便宜大臣限りでおやりになると、こういうふうに向つてよろしいのでしょうか。

○国務大臣(坂田道太君) そのとおりでございまして、私的懇談会でございまして。したがって、こゝういふ大法案につきましては、法制審議会の意を得て、そして法案作成作業を進めておるわけでございます。この法制審議会の御意見を踏まえてわれわれは法案を作成しておりますから、これと相矛盾するものなどは私は考えておらないわけでございます。

○寺田熊雄君 この委員会では、従来も、たとえば安楽死の問題でありますとか、あるいは死刑廃止の問題でありますとか、刑法学上、非常に興味のあるテーマについての論議がなされたわけでありまして、最近アメリカのインジアナ州の最高裁判所が、重症のダウン症候群と診断された生後一週間の男の赤ちゃんに死の権利を認める判決をしたというところで、アメリカの社会に大きな衝撃を与えているという報道が最近なされております。

この判決については、インジアナ州モンロー郡検察局のブローダー検事が最高裁判所に緊急上告を行った。ところが、連邦最高裁判所の審理が終わらないうちに赤ちゃんがもうすでに亡くなつてしまわ

れたというふうな報道があるようであります。そこで、最高裁判所の民事局長にちょっとお伺いたしたいんですが、こゝういふような問題が日本の裁判所で審理されたことがあるのかどうか、まずその点からお伺いしたいんです。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) ただいま御指摘のケースはわりあい最近のものであります。新聞報道以外承知してないわけでありまして、数年前有名なカレン事件というのがございまして、ニュージャージー州の最高裁判所が、生命維持装置を取り外すことを認めたというケースがございました。

これにつきましては、かなり法律家の間でも議論があり、その事件の経過とか判決等もいろいろ文献で紹介されております。しかし、あのような形の訴訟が日本の法のもとでできるのかどうか、一体どういふ実体的な請求権として考えられるのかという点、かなり問題があるかと思ひます。

現実にも、そういう形の訴訟が民事訴訟として起こされたというケースはないというふうに承知しております。

○寺田熊雄君 カレンさんの事件は、御承知のようにカレンさんはまだ何か呼吸し続けておられるというところで、これはたしか刑事問題でも扱われる課題だといふふうにも思ひますが、この問題は刑事局長としてはどんなふうな受けとめておられますか。

○政府委員(前田宏君) この問題は、いわゆる安楽死と申しますか、それを認めるべきかどうかと、こゝういふ問題になるわけだと思ひます。これにつきましては、いろいろな面で議論があることは寺田委員も御案内のとおりであらうと思ひます。法律学者におきましても、これが殺人罪になるかどうかというふうな観点からいろいろ御議論があり、賛成の議論もあるようでございますが、反対の意見も相当強いというのが現実であらうと思ひます。刑事事件におきましてまだその点が確定的に、判例なら判例の上で決められたというふうにはなっていないと思ひわけでございます。

して、この問題につきましても、あらゆる角度から慎重に検討を要する問題がたくさん含まれているというふうなところがございます。

○寺田熊雄君 最高裁判所の民事局長はこれは所管だといふわけにもいかないけれども、あなたはこれは民事事件としても当然こゝういふ場合に、たとえば仮処分で一定の医師に対して措置を求めるとか、それからそれが不幸な結果になつた場合に損害賠償事件として取り扱われるとか、いろいろ民事事件にも発展する可能性というのはこれはあります。法律問題としては局長はどんなふうにお考えですか、この問題。まだ余りお考えになつたことはないですか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 先ほどもちょっと申し上げましたとおり、わが国の法制度のもとにおいて、俗な言い方で言いますと、死ぬ権利を確認してくれといふような訴訟、突き詰めて言いますとそういうことになると思ひますが、そういう形の訴訟が一体可能かどうかという、まず入り口の点でちょっとむづかしい問題があるように思ひます。

ただいま御指摘のそのことを契機として、何か損害が生じたといふことで損害賠償請求といふことになれば、これは十分可能なわけでありまして、けれども、先ほどの生命維持装置を外していといふ裁判を求めるといふこと、そういうふうな形の訴訟になりますと、かなりむづかしい問題があるのではないかとこゝういふふうに考えております。

○寺田熊雄君 たとえば医師が、もうこれはだめで、かえつてなまじ手術をしつたり何かすると子供にかかわいそうです、それから親御さんもかえつていろいろなトラブルをしょうと不幸な結果になりますよといふ手術を放棄した、あるいは投薬を放棄したといふような場合に、医師に対して親が損害賠償の請求を起すといふようなことは考えられますか、これは。

ですから、こゝういふ問題について、どういふふうになつておられるのか。これは非常に学問的にむづかしいので、将来の検討の課題

でしようけれども、そういう問題についてお考えがあれば聞かしていただきたいと、こう思ったわけですが、さらにまた最高裁の民事局長、それから法務省の民事局長、それぞれお考えがあれば聞かしていただきたい。

それから大臣は、これは非常に難病を背負った子供といえども、やっぱり生きる権利というのがあるものだ。したがって、親がトラブルを背負うことはもう自明の理だとわかっていても、やはりあらん限りの努力をしてその生命の維持に努むべきか、医師もまたその義務があると理解すべきか、そういう問題については大臣はどんなふうにお考えになりますか。これは大臣、よく御自分を非常に謙遜して、私は法律の素人だというふうにおっしゃいますね。私はそれで非常に結構だと思ふんです。素人の方の常識的なお考えというのは尊重していかなくやならぬと私も思います。そういう意味で、大臣のお考えもちょっと伺いたいと思ふんですが。

○政府委員(中島一郎君) 先ほど裁判所の民事局長が申し上げましたように、現在の日本の裁判制度におきましては、たゞいま問題になっておりますような訴訟はやはり許されないというふうにお考えざるを得ないのじゃないかというふうに思ふわけでありまして、私もこういうアメリカの出来事の記事を読みました場合の感想といたしましては、彼等の裁判所の果たすべき機能の違いというものを感じいたしますと、ある意味におきましては大変うらやましい、裁判所がそういう問題にまで裁判権を持つて、具体的な事件における妥当な解決をするという権限と義務を持つておるということに対して、非常にうらやましいというふうな気持ちも一面あるわけでありまして、将来のわが国の裁判所の果たすべき役割を考へる場合の一つの非常に貴重な参考になるのではないかと、いふふうに考えております。

○國務大臣(坂田道太君) この件につきましては新聞で承知しておる限りでございますが、詳細はまだわからないわけでございます。私の乏しい法

律的な知識では何とお答えしていいか実はわからないわけでございますが、しかしながら、私は人間の生命の尊厳ということを考えますと、にわかにはこのようなことに賛成と言ふわけにはいかないのが、率直な個人としての実は気持ちであるわけでございます。

この前ノーベル賞をもらいましたマリヤ・テレサさんの最近の行動、インドにおける最も貧困な人が亡くなつていく、その亡くなつていく人に対しては最後の奉仕をするというか、人間としてのめんどろを見るという仕事に従事されておる、最後に息を引き取るまでどんなに苦しいことがあつても最後の最後までそれをみとつてあげるといふことが人間としての、あるいは同胞に対する務めじゃないか、そして最後に、いままです会では本心に顧みられなかった、だから人間として遇されなかったその人が、マリヤ・テレサさんがその最後の期間に奉仕をされたそのことに對して、サンキューと言つたというそのことが、キリストがここに生きていたという言葉を吐いておられることを私は何か読んだことがあるわけでございます。

私は、やはり人間の尊厳といふことが、あるいは生命の尊厳といふことを考えれば、どんな苦しいことがあつてもやはり最後の瞬間まで生き続ける、また生き続けさせてあげるといふことが非常に大事ではなからうか、むしろマリヤ・テレサさんのような考え方あるいは宗教家の御行動ということに、私は深く敬意とそして尊敬を感じるわけでございます。その意味合いにおきまして、日本の国情あるいは伝統、習慣を踏まえて、お互い人間愛というふうなことを考え、また現在の法体系のもとに果たしてこれがどうなのかといふこととでございます。

この点になりますと、むしろ法律は素人でございますので何とも申し上げるわけにはいきませんが、個人としての気持ちを強いてお尋ねになるならば、私の気持ちは、お答えになったかならないかわかりませんが、そういうふうな気持ち

ちであるわけでございます。

○寺田熊雄君 この民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案、この改正の第一に挙げられております「訴訟が裁判によらずに完結した場合の証人調査等の省略」、これは法務省からいただいておる関係資料の一番末尾の方に、訴訟が裁判によらずに完結した場合と、その一番大きいものはやっぱり和解による解決ですね。それからもう一つは、訴えの取り下げによる解決というのがかなり多いことを知つたわけでありまして、ことに高等裁判所の段階では、和解による解決が判決による解決とは肩を並べるぐらい多いということを知つたわけでありまして。

こういうふうな場合に、初めから証人、鑑定人の陳述を調査に記載しない方がいいんだ、それから検証の結果も省略できるんだということになりますと、後日和解が無効であつた、重大な事実の錯誤があつて無効であるとか、あるいは代理人の資格が争われてこれが無効であるというふうな訴えが起きた場合、それから訴えの取り下げというものは、しばしば当事者間の示談が進行いたしました、何らかの意味の事実上の和解が先行してそれによつて訴えを取り下げるといふ事例が多いようでありまして、そういう当事者間の事実上の和解あるいは示談、そういうものをたとへば県会議員があつて、あるいは市会議員があつて、町内会の役員があつて、ところが素人があつて、そのために問題点が後に残つてしまふ、そして一方がそれを履行しないといふので、あつて訴えを取り下げるのじゃないか、この示談はもうやめにするというふうな問題で、その事実が蒸し返される場合があるんですね。

私も現実にはそういう事例に遭遇しているわけですが、そうすると、せっかく訴訟に係属している間に重要な証人が証言をしておる、それが調査に記載されなかつた。もう一遍その問題が蒸し返される場合に、あの証言があつたならばこれはもう十分勝訴の見込みがあつたというのに、それが失われてしまふ。その証人はもう死んでしまふ。

それから、検証した場合に、この検証の調査があつたならばその当時の実情といふものが検証調査に記載されておつただけけれども、もうすでに年月がたつてその原状が失われてしまつた。たとえば土地の境界面定なんの場合ですね、隣家との争いなんかの場合、そういうふうな事実もやはり現実にあるわけですね。

これはわれわれが弁護士業務に携わつておる間に実際にあつた事例でありますけれども、そうすると、こういうふうな和解したから、訴えを取り下げたからもう記録は残さぬでいいんだと言つてしまふことはどうだろうかといふ懸念を、われわれの実務経験から抱かざるを得ないのであります。この点、民事局長、どうでしょうか、これで大丈夫かしら。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) まず前提の問題として、この改正法が予定しておるところは、私の理解でございますけれども、たとえば、一回、二回弁論期日がありまして、第三回目に証人を調べた、第四回期日に本人を調べて、それで引き続き和解手続に入つて和解ができたというふうなケースを想定いたしますと、その第四回期の尋問調査は、これはすぐ和解ができたということとまでできておりませんから、これは省略する。第三回期日において尋問しました証人尋問調査は、次の期日が、もう第四回期日が来てるわけでございますから、そのときまでには、第四回期日までには第三回期日の証人調査はでき上がつておるはずでございます。実務でもそうでございます。したがって、普通の場合ですと、その第三回期日における調査は省略の対象には実際問題としてはならないわけでございます。

例外的な場合もあつて、和解ができたときにまだ第三回期の証人尋問調査ができてないという場合もあるかもしれません。これは継続審理といひますか、期日と期日の間を詰めて審理を行いますか、第三回期日の調査がまだできてない、そして第四回期の本人尋問をやつて和解ができてしまつた、こういうことで、第三回の証人調

書もできてない、第四回期日の本人調書もできてないという場合があるかと思ひます。こういう場合は両方とも省略の対象になり得ますけれども、そういうケースは非常に少なからうかと思ひます。

この改正案が予定しておりますのは、第四回期日における本人尋問調書の省略ということに実際上はなるかと思ひます。それを前提といたしまして、和解あるいは取り下げの効力が争われて、また本来の本案の審理が係属続行されるという場合が確かに御指摘のようにないわけではないと思ひます。そういう場合には、省略をしておかなくてはならないかと思ひます。これは司法統計にはございせんので特別に調査した結果でございします。しかも、ごく一部の庁について調査いたしました結果をちょっと御紹介申し上げたいと思ひます。

調査いたしました庁は東京、大阪、名古屋の地裁の本庁でございします。この三つの本庁におきまして五十五年度に既済になりました和解件数は一万一千九十七件、取り下げによって終了いたしましたものが五千三百四十四件でございします。そして、同じ三つの裁判所で五十六年度中に和解無効とか期日指定の申し立てというような形で和解の効力が争われました件数が二十五件、取り下げの効力が争われましたものが十三件でございします。和解の効力が争われましたこの件数二十五件は、全体の中の〇・二％程度でございします。そして、この二十五件のうち和解の無効が認められて本来の訴訟がさらに続行されるようになった件数がどれだけあるか、これはちょっとわかりかねるわけですが、かなり少なからうと思ひます。

こういうような実情でございしますので、このような実情を踏まえた上でこの改正案を見ますと、その合理性は肯定されてよいのではなからうかというふうに考えるわけにございします。

○政府委員(中島一郎君) いま川崎局長から、主として和解無効の実情についての面からの御説明

があったわけでありまして、私、今回の改正法案の条文の面から申し上げますと、確かに、たゞいま御質問にありましたように、和解が無効になつて再び実体についての裁判手続が進む、あの証言の調書が残つておればという、ところがその証人が死亡してしまつたというような場合も、理論的にはあり得るだろうと思ひわけにございします。

そういうふうな再び得がたいような証言あるいは再び得がたいような検証の結果というふうなものをこれは調書に残しておくことは、裁判長もその点は考へるべきであらうし、当事者もその点は考へられまして、裁判長の許可あるいは当事者の申し出ということによつて調書に残すということとは可能なわけでありまして、運用よろしきを得るならば、大変いい結果が得られるのじやなからうかというふうな考へております。

○寺田熊雄君 いまいろんな問題点がそこから、あなたの方の御答弁からも出てくるんですが、まず川崎局長の言われた和解無効ですね。これは和解無効確認というふうな形で出た訴訟ですか、それとも、請求異議で出る場合があるんですね、この両方を含むのか、その点どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 先ほど和解の効力が争われた件数が二十五件というふうな申し上げましたが、そのうち二十件は期日指定の申し立てという形で出ております。それから和解無効確認の訴えという形が四件、再審の訴えというのが一件でございします。請求異議というのは調査ができかねたものでありますので、ちょっとその数字はわからないというところでございます。

○寺田熊雄君 むしろ実問題としては、請求異議によつて和解の効力を争う方が多いのじやないかというふうな私、実務上の経験から思ひます。ですから、いま〇・二％とおっしゃつたのが、請求異議の事件を入れますと、もっと多くなるのではないだろうか、これが一つの問題点なんです。

それから、法務省民事局長のおっしゃつた裁判長の許可を得て本人たちの希望で、当事者の希望

で重要な証人の証言は証人調書をつくる、また検証の結果は検証調書を作成するというところで保存できると。確かにそうなんです、理論的には。

ただ、私も実際見ていますと、戦前と戦後ではずいぶん違ふんですね、書記官と裁判官との関係が。私も戦前に裁判官の実務をとつておるときは、私もよりかはるかに年の上の書記官の調書であらうと、それは悪いことだつたかもしれないけれども、持つてこさしてずたずたに直した。これは違ふよ、こういうふうな証人は言つたんだと言つて、もう古参の書記官の調書でも完備なきまに直したことがありますね、刑事だと民事だとを問はず。

ところが、最近の裁判官は非常に謙抑でいらつしやる。書記官の調書を直すことはほとんどない、書記官を信頼していると言つてしまえば大変それはいいけれども、私がひどい目に遭つたのは、証人の証言がキロで言つたのを書記官が實と書いたために、勝つ事件が負けてしまつたことがある。あれは裁判官がメモをとつて、証人の調書をキロと言つたんだといつて實をキロに直してくれればいいものを、そのままずうと行つてしまふ。われわれが書記官の調書を見て、これは違ふじやないかと思つても、裁判官の方がもうすでに承認していらつしやるので、余りそうわれわれが書記官室に行つて書記官に、これは違ふぞと言つて弁護士がそう文句ばかり言つたら嫌われてしまふ。

そういう書記官と裁判官との関係がいまは戦前と違ふんです。だから、書記官が調書をつくらなかつた場合に、裁判官が書記官に、おい、これはつくれと言つてきつて命じ得るかどうか、いまの裁判所の空気の中で、書記官も大方の人はまじめな書記官でいらつしやるけれども、中にはサボる人もある。その場合に、これをつくりなさいと言ふ裁判官が果たして何人おるだろうか、ちょっと懸念を覚へざるを得ない。

それから、当事者がそういう調書をつくつてくれ、検証調書をつくつてくれと言へばつくれます

という民事局長のお答えは、確かにそのとおりなんだけれども、当事者も和解ができてもう大丈夫だと安心してしまひますからね。これでもう間違いないと思つて、ことさらにあれは重要な証人だから、後日問題になるかもしれないから調書をつくらせてくれと、こう言うだろうか。私は言わないと思ひます。それで、よかつたよかつた、みんなこれで解決したというふうな空気の中で、後日のことを考へて調書をつくつておいてくれと言ふ弁護士が果たして何人おるだろうか。ことに若いなりたての弁護士なんか、そういうことを裁判長や書記官に言うだろうか。私は言わないと思ひます。実際の実務を見ています。そういう意味で、これは民事局長の弁明は理論的にはそうかもしれないけれども、懸念を感じざるを得ないですね。

それからまた、仮にその〇・二％が、これが請求異議を入れたら〇・五％になるかもしれないけれども、数が少ないからどうでもいいんじゃないかと、これはちょっと言ひにくいですが、やはり司法秩序というものが十全に守られていくかどうか、それが裁判所によって守られ得るかどうかというところは大切な問題で、数が少ないからどうでもいいんだというところは、これは言えないと思ひます。

一体、これを提案した趣旨は何なんだらうか。裁判官や書記官の労力を減らそうというのが目的なんだらうか。いま臨調その他で行政改革が行われているのは、国民に不必要な負担をかけるというふうなことはこれはいけないと思ひます。裁判官の労力を減らすと、これはむだな労力であれば減らしてもいい。書記官の労力を減らす、これもむだな労力ではないでしょう。この目的は何なんだらうか。まず、それからちょっと御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(中島一郎君) 訴訟が判決によらないで完結をいたしました場合には、その事件に限つて申しますならば、通常の場合は調書は必要になつたと、こういうことは原則的には申せるかも

ように思いますがね。
 それは一応ペンディングにしておいて、二番目の簡易裁判所以外の裁判所で、最初の期日を除いていわゆる簡易呼び出しができるようにしたいという制度、これは代理人がついておれば、実際問題としてはもう代理人に裁判所が電話をする。それで、代理人である弁護士が裁判所へ行って期日請書に判を押すということでこれはもう解決するので余り問題はないと思うんだけど、この簡

易呼び出しの実際の利用度というものはどの程度あります。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 御承知のとおり、簡易裁判所におきましては簡易呼び出しの制度が現行法上認められております。

ところで、ただいまの御質問は、それが認められていない地方裁判所でどの程度利用されているかという趣旨であらうかと思ひますので、地方裁判所における利用状況を申し上げます。

これは調査をいたしました庁が高裁本庁の八庁、地裁本庁五十庁、地裁支部十六庁でございます。

証人に対する呼び出しはもちろん正式の送達でやっておりますが、多いわけでありまして、そのほかに普通郵便で呼び出している庁あるいは書留郵便を用いている庁等が簡易呼び出しの主たるものでございます。それから、鑑定人に対する呼び出しにつきましては、正式の送達のほかは普通郵便、書留郵便、それから電話、こういう簡易の呼び出しを利用してはいる庁がかなり多くございます。

大体、利用状況は以上のとおりでございます。○寺田熊雄君 代理人のつかない本人だけでやる訴訟というのはどの程度あるものだろうか、これは統計をとっておられますか。とおられるら、ちょっとお伺いしたい。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) ただいま手元に資料がございませんが、司法統計で統計はとっております。

簡易裁判所の場合と地方裁判所の場合では大きな開きがございますし、またその中でも単純なる金銭請求訴訟と不動産訴訟とは大きな差がございます。簡易裁判所の場合、正確な数字はちょっと覚えておりませんが、金銭訴訟だけに限って申し上げますならば、弁護士さんがつく訴訟は数%であつたと思ひます。不動産訴訟になりますと、いずれかに弁護士さんがつく訴訟は簡裁でも七、八%に達すると、こういうふうなことでございまして、本人訴訟あるいは弁護士代理訴訟はおよそどのくらいかと申し上げることは

できるわけでありまして、さらに訴訟の本身によつて、いま申し上げましたような差があるというのが実情でございます。

○寺田熊雄君 それから「就業場所において送達等」の問題で、「送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所が知れないとき」とこれは当事者ではなくて主として証人について言う問題ですか、それとも被告の場合も含むのか。「知れない」というのはどういう場合に「知れない」と認定するのか、その辺ちょっと説明していただけますか。

○政府委員(中島一郎君) これは当事者の場合もあるわけでありまして、従来の住所はわかつておりましたが、その住所から転居してどこへ行つたかわからないと、文字どおり住所が知れない場合であります。

現在の民訴法の百七十八条には「当事者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ為スヘキ場所ヲ知レサル場合、こゝあるわけでありまして、この場合は現在の規定ではいわゆる公示送達をする以外に方法がないというわけでありまして、しかし、住所はわからないけれども就業場所がわかつておるといふことがあるわけでありまして、今回の改正では、住所はわからないけれども就業場所がわかつておるといふ場合には、就業場所において現実の送達をするという制度を設けようとするものでございます。

○寺田熊雄君 「支障があるとき」というのは。○政府委員(中島一郎君) 「支障があるとき」と申しますのは、昼間不在のために住所において送達することが困難である、夜間なり休日なりの送達という方法もあるわけでありまして、これは執行官の都合等ですぐにはできないと、こういう場合でありまして、そういう場合には就業場所がわかつておれば就業場所へ送達できるようにしたいというのが今回の改正法案であります。

○寺田熊雄君 これは「支障がある」というのは、夫婦がともに働きに出て送達、特別送達をしようとしても受け取り手がないという場合が主だ

という、そういう御説明だったですね。これはいまちょっと局長が言われたけれども、夜間送達をせずにジャンプして就業場所に行くのは、執行官の都合のためですか。どうして夜間送達によらず、ジャンプして就業場所に行くのか。その点の消息はどういうことでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 夜間送達なり、あるいは休日送達なりももちろん可能であります。それが何らかの事情ですぐにはできない、困難があるというふうな場合を想定しておるわけでございます。

○寺田熊雄君 何かその点が、たしか日弁連でも、夜間送達を一応やってみて、それでだめならば就業場所というふうにした方がいいんじゃないかという意見がちょっとあつたようにけれども、局長の言われるのは、夜間送達を省いても構わないというのでしょうか。一応夜間送達をして、それでもできない場合に就業場所へ行くというのか、その点、何か少しあいまいだから、どうでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 夜間送達等について、何らかの理由があつて住所における送達に支障がある場合、こういうふうな理解をしているわけでございます。

○寺田熊雄君 これは実際問題として、この法律ができた上がつた場合に、裁判所が夜間送達をしてから、それもだめだということで就業場所へ行くでしようか、それとも夜間送達なんかやらずに、ストレートにジャンプして就業場所に行くのだろうか、この点は最高裁の民事局長はどんなふうにお考えになるでしようか。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 現在の裁判実務、送達実務の実情から申し上げますと、被告に訴状を送達しても返ってきてしまふ。特別送達で返ってくる。その次、もう一度特別送達いたします。そのとき書記官が、特別送達郵便を出しました、恐らく郵便局に保管してあるでしようから受け取ってくださいというはがきを別に出して、受け取り催促をしておるのが多くの例でござ

います。それでも受け取つてくれないということ、十日間の定め置き期間が過ぎてまた還付されてくる。その辺までなつてきますと、原告側代理人も、もうこれでは何ともしようがないから何とか執行官の夜間送達をしてくれないか、夜いることは間違いないのだというふうなことで夜間送達の申し立てがあつて、それから夜間送達をやるというふうなことに多くの場合なつております。

今回の改正は、核家族化あるいは共働きということで昼間の不在者が多いということでございます。それに対応する改正でございます。

執行官の夜間送達をすれば、夜間は必ずいるのだから、そういう必要はないんじゃないかというお話になるかとも思ひますけれども、実は執行官につきましては、四十一年に執行官制度が大改正されました。執行官の地位の向上とか、執行官の職務の純化と申しますか、執行官は本来の執行事務にできるだけ専念して適正な執行をやるべきだというふうな方向で新しい制度ができた。したがって、送達というふうな事務も当時相当数ございましたけれども、これはできるだけ執行官の職務の純化ということを図るためには、郵便送達の方に切りかえていくべきだというふうな考えから、執行官送達事件は昭和四十二年から比べますと五分の一くらいになつております。そういう方向といひますか、そういう流れの上に乗せているというのが実情でございます。

その上、最近の新しい民事執行法におきまして、執行官の事務が現況調査という非常にむずかしい大事な事務がふえました。そういうふうな実情にございまして、執行官による夜間送達でカバーすべきだということとは非常にむずかしいといひますか、果たしてそれは望ましいことかというふうなことになります。私も必ずしも望ましい方向ではないというふうな考えをおるわけでございます。そういう実情を踏まえての改正だといふふうに、私も理解しております。

○寺田熊雄君 恐らくほかの委員の方からこの点は問題として指摘せられるだらうと思ひますけ

れども、就業場所に訴状等を送った場合、日本の社会というのは、何か裁判所に呼び出されるとか裁判事件になっているというように不名誉なことを感ずる空気が一部にあります。そこで、ことにプライバシーの保護が最近非常にやましく言われるようになりましたので、その送達を受けた本人からいいますと、何もおれの勤め先に送らぬでもいいじゃないかという考えを持つ場合があると思うんですね。

それじゃ、いま川崎局長が言われたように、非常に不誠意な被告などが突如あります。これは法務省においても、最高裁判所においても、そういう不誠意な被告なんかに対しては、もうぎゅつとつかまなきゃいかぬ、だから就業場所へやっても構わないとお考えになる、これは確かにそうだと思うけれども、何からの手違いで訴状の送達を受けなかった人が、いきなり就業場所、勤め先に送られた場合のその人のいろんな立場を考えますと、何かしぼりはかけられないものだろうかという気がするわけですね。ですから、夜間送達の問題でやましく言ったわけで、夜間送達を一度やってだめだった場合に就業場所をやつたらいけないかと、そういう考えがあるわけですね。

いまのところは両局長のお答えも、その点は必ずしも夜間送達を先行して、なおかつだめな場合なんですというところまでは断定的におっしゃらぬから、書記官によつてはそういう手続を省略していきなり就業場所に発送するということがあるかもしれない、若干の懸念を覚えるのがそういう点なわけでありまして。

これはちょっとまたさらに検討することにして、第四項を新設して、第二項で「送達を受けるべき者以外の者に書類が交付されたときは、裁判所書記官は、その旨を送達を受けた者に通告することを要するものとする」という趣旨で規定がなされております。この「送達を受けた者」というのは、法律上送達を受けたことになる者という意味ですか。つまり、送達を受くべかりし者という意味なのか、その点ちょっと説明していた

だきたい。

○政府委員(中島一郎君) 送達を受くべかりし者と申しましようか、送達の効果が生ずべき者という意味でございます。

○寺田熊雄君 そういうふうに理解できるけれども、やっぱり「送達を受けた者」と表現することはいいいのですかね、これ。ちょっとその点、疑問に思ったわけでありまして。

それから、それに通知するというのは、つまり就業場所で本人に出くわさなかったもので、第三項で、その会社の同僚その他に渡したということ念のために送達を受くべかりし者に通知するわけですね。そうでしょうね。その通知の方法はどういう方法をとるわけですか。

○政府委員(中島一郎君) これは、いわゆる普通の郵便、封書と申しましようか、その他相当と認める方法ということになるわけでありまして。

と申しますのは、昼間不在でありますから、書留その他の郵便によりまして、これは受領しない、できないと申しましようか、わけでありまして、ところが、普通郵便でありますれば、郵便受けにはり込んでおく。そうすると、昼間不在である送達を受くべき者が、あるいは送達を受ける者、この場合は就業場所における送達によつて送達の結果が生じておりますので、法律的には、「送達を受けた者」という表現になるかと思つたわけでありまして、その者が帰宅いたしましたのでその郵便を見る。でありますから、厳格に申しますと、これは簡易な方法ではありますけれども、実際問題として本人に届くという意味においては非常にいい方法であるということで、百七十一

一条の四項の規定を新設をしたということでございます。

○寺田熊雄君 その第四項を発動する場合は、この就業場所で本人に会わない場合、その書類を雇い主に渡した、あるいは本人の法定代理人に渡し、それはわかる。ところが、事務員もしくは雇い人に渡す場合もあるわけでしょう。この事務員もしくは雇い人というのは、本人の雇い主の事務

員もしくは雇い人と、こう理解した方がいいのでしょうか。つまり本人の事務員、雇い人じゃなくて、雇い主の雇っている事務員または雇い人、つまり本人の同僚とか部下とかいうか、あるいは上司の場合もあるかもしれないが、そういう者を指称するわけでしょう。

○政府委員(中島一郎君) おっしゃるとおりでございます。百七十一條の二項は「同項ノ他人」といふ表現を用いております。雇い主等のことと

ございまして。

○寺田熊雄君 問題は、雇い主に渡した場合は雇い主が本人に渡すであろうということにはほかわかりません。事務員もしくは雇い人、それが雇い主の事務員、雇い主の雇い人ということであるから、本人の同僚である場合、あるいは本人の先輩である場合、あるいは本人の部下というの後輩である場合、いろいろあるでしょう。

それが「事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者」と、こうあるわけけれども、これは従来もあつた規定の表現だけれども、それがうっかり失念して本人に渡さなかつた場合、そのことによつて生ずる不利益というのは当然本人にかかると、これは送達の効果から当然予想されますが、そこで第四項で、念のために書記官が、だれだれに渡したということをさがして知らせるということになるんだらうけれども、これはやむを得ないのですかね。何か、本人にそれが渡らなかつた場合、本人が不利益をこうむるから若干不安があるんだけれども、はがきで知らせればもう大丈夫ですと、民事局長言ひ切れますか。

○政府委員(中島一郎君) 従来、住居所における送達の場合にもいわゆる補充送達というものはあつたわけでありまして、本人の「事務員、雇い人又ハ同居者」ということになつておつたわけでありまして、今回、就業場所における送達の場合にも補充送達を認めるべきかどうかというところは、法制審議会等におきまして一つの問題点ではあつたわけでありまして。

しかしこれは、補充送達は認める、しかし余り

にその範囲が広くならないようにということとは考へるということで「同居者」というような表現は除いたわけでありまして、その場合は、住居所等の場合には本人の事務員、雇い人でありまして、その者に手渡しすることによつて本人の支配下に入つた、こう見られるのに対して、就業場所における場合には、本人の雇い主等の事務員もしくは雇い人でありまして、まだそれだけでは、書類等が本人の支配下に入つたというふうに見られるかどうかという理論的な問題もあります。この百七十一條の四項というものを就業場所における補充送達の場合に限つて新設をしたというわけでありまして。

しかし、ただいまも御指摘になつておりますように、何らかの事情によつてその者が送達を受けた者に書類等を手渡すことを失念したということもあり得るわけでありまして、その場合は送達の結果が生じておる、ただ、その送達を受けた者の責めに帰すべからざる理由によつてその書類を受け取らなかつた、あるいは百七十一條第四項の通知も何らかの理由によつて見なかつたというふうな場合には、百五十九條によつて「訴訟行為の追完」という問題として考えざるを得ないというふうに思つております。

○寺田熊雄君 これは果たして、いま局長のおっしゃつたようなことで救済が完全に得られるかどうか、さらにまた検討をさせていただくことにして、一応この問題はきょうは終わりいたします。

次に、判決書の記載の簡素化、こういう問題も実は私も少しは多少の懸念を感じざるを得ないわけでありまして。われわれが判決を見る場合に、理由によつて裁判官の事実認定、法律の適用、これを知ることができなければなりませんけれども、どういふ証拠によればということが当然そこに入つたわけであるわけでありまして、その証拠なるものが記載がない場合、それはわれわれが十年間の記録保存期間中であれば裁判所に行つて見ることができ。しかし、それは当事者である

か、あるいはよほどの研究者の場合は期待できるけれども、一々そういうめんどうくさいことをやらなければ、果たしてどういふ証拠があつたんだらうかというのを判決によつては全くわからないうのだ。それも、十年間ならば何とか記録を見ることによつて補ひ得るけれども、十年たつて記録が破棄された場合には、もう判決によつては全くそれをうかがい知ることができないということでは、ちよつとやはり困るのじゃないかという気がするんだけれども、それは構いません、構わないじゃありませんかということを言ひ切れますか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 寺田委員も先刻御承知のことでございますが、現在の判決書は、まず本文がありまして、次に事実という欄がございます、その事実欄に通常、第一当事者の申し立て、第二当事者の主張、第三証拠、こういうことになっておるわけでございまして。問題のところは、その第三証拠というところでございます。

その証拠のところは何を書いているかということでございますが、原告は甲一号証から十号証までを提出し証人だれそれの尋問を求めた、乙号証の認否はこれこれである。今度、被告側は、被告は乙第一号証から第五号証まで提出し証人だれそれの尋問を求めた、甲号証に対する認否はこれこれである、これだけ書いておるわけでございまして。これは、いま申し上げました限りでは記録の中に証人等目録、書証目録というのがございまして、そこに表になって全部記載してあるわけでございまして。これをいけば単純に書き写してあるというところでございまして、そういう意味では、その部分に関する限りは機械的な作業である。ただ法律、民訴の百九十一条の解釈上、「事実」の中には証拠関係も含まれるのだという解釈から、百九十一条の要請によつてそういうことを書くのだというふうになつておるわけでございまして。

こういうことでございまして、その部分が引用というところで判決書の上からは消えたとしても、それは結局双方がどういふ証人を申請し、それが調べられたか、あるいは双方が何通書証を出したかということが判決の記載上はわからなくなるといふだけでございまして。ただいまの御指摘がございましたけれども、どういふ証拠で、どういふ認定がなされたかがわからなくなるといふことにはならないかと思ひます。

理由中で、争点につきましてはいろいろな証拠を示したとして、これらの証拠によつてこれこれの事実を認めるのだというふうに詳細に理由を書くわけでありまして、その事実認定にどういふ証拠が使われたかということ、判決の理由中で明らかだろうと思ひます。したがひまして、これが引用という形で省略されたといふにしても、支障を及ぼすことは何もないのではないかと、どういふふうに私どもとしては考えておるわけでございまして。

○政府委員(中島一郎君) お尋ねが十年の保存期間経過後のことと触れておられましたので、その点について私どもの考え方を申し上げたいと思ひますが、確かに判決原本は保存されておりますけれども、そこで引用されておる文書である記録、したがひて証拠目録はもう破棄されておるといふことでいいのかわからない問題が一つございまして、そうなりますと、この証拠目録は判決原本の内容を明らかにするために必要な書類ということになるのではないかと、そうしますと、それをも含めて保存する必要があるのじゃないかというふうな見解もあるわけでありますから、その辺のところは今後の検討課題としたいというふうな考えであります。

○寺田熊雄君 川崎局長も言われたように、理由が適正に遺憾なく名判事によつて全部の証拠をいかに点検して名判決であればこれは問題ないんだけれども、当然採用すべき書証などをめんどくさいので見逃してしまふ判決もあるわけだから、それは上級審の判決で救済されると言へばそれきりのものなんだけれども。

それからもう一つは、どういふ証人を繰り出して防戦したかというふうなことは判決ではわからない。理由でわかりますよと言つたつて、理由は採用した証人だけを挙げてもいいわけだから、ほかのものはネグレクトしたつて理由は書ける。だから、理由を見ればわかりますよというところだけは、ちよつとやっぱり言い切れないな。

それから、法務省の局長の言われる記録が十年で破棄されてしまふので、その点判決に、結局判決を保存する場合に記録中の証拠の目録といふものを判決にくつつけて保存した方がいいかどうか、そういう具体的な問題を今後検討しますというふうなお話だろうと受け取つたんだけれども、確かにそうしてもらえば後日の問題は解決すると思ひけれども、これは結局裁判官の労力を軽減しようというのが目的でしょうね。そうすると、これは書記官に記録の証拠関係目録の部分だけきちんとタイプさせて、証拠関係別紙のとおりというふうな判決にしてくつつけたつて構わないわけだから、そういう方法で裁判官の労力を軽減する方法もあつたんじゃないでしょうか。その点、いかがでしょう。

○政府委員(中島一郎君) ただいま御指摘のような方法もあり得るわけでありまして、現に行われておるかもしれません。それであれば現行法のままでやれるわけでありまして、それは大いにやつていただいて結構だ。しかし、今回こういう引用という方法も認めることにしたらどうかというのが改正法案でございます。

○小平芳平君 先ほどの寺田先生の御質問で、訴訟が裁判によらずに完結した場合にどういふ点であります。

最初に、どうしてこういう改正をなさるかという趣旨、それでいまお話がありました、○・二%くらいという御説明もありましたが、○・二%でもそういう問題が起きるといふことがはっきりとしておるときに、どうしてそういう改正をなさるか、その点についてお答えいただきたい。○政府委員(中島一郎君) 現行法のもとにおきましては、証人の証言あるいは検証の結果というものは調書において明らかにすることを必要とされない。理由でわかりますよと言つたつて、理由は採用した証人だけを挙げてもいいわけだから、ほかのものはネグレクトしたつて理由は書ける。だから、理由を見ればわかりますよというところだけは、ちよつとやっぱり言い切れないな。

ておるわけでありまして、訴訟が和解の成立あるいは訴えの取り下げ等裁判によらないで完結をいたしました場合には、その訴訟に関する限りは証人調書等は不必要といふことになるわけでありまして。通常の場合であれば不必要といふことになるわけでありまして、その場合に調書を省略できる方法といふまいしょうか、制度と申しましようか、そういう手続と申しましようか、そういうものを設けておくといふことは、これは十分意味があり合理的なものではないかというふうに考えたわけでございまして。

ただ、問題は、その場合の要件をどうするかというところであらうと思ひわけでありまして、私どもは今回の改正法案の要件に規定しております要件のもとにそういう手続を認めるということとは、これは特に民事訴訟の厳格性その他についての支障となるものではないというふうな考えておるわけでございまして。

○小平芳平君 「裁判長の許可を得て」といふ点と、それから「記載を請求した場合を除き」といふ点であります、この「記載を請求した場合」とそれから「裁判長の許可を得て」といふ場合、そういう場合をちよつと御説明いただきました。

○政府委員(中島一郎君) 通常の場合でありますと、証人調べ等を行ひまして、その後和解が成立する、あるいは取り下げが行われるということにならうと思ひます。調書をつくるのは書記官でありますから、書記官が、訴訟が裁判によらないで完結をしたと、この調書は省略してもいいでしようかといふことを裁判長に許可を得るわけでありまして。裁判長が許可しなければ、これは調書をつくらなければなりません。許可をいたしました場合にはその点の要件は満たすわけでありまして、今度は当事者が訴訟の完結したことを知つた日から一週間を経過するまでに記載を省略してもらつては困る、記載をしてくれという申し出をすることができなくなつておりますので、その申し出があれば記載を

省略できない。もしこの申し出がなければ記載を省略してもよろしいと、こういうことになるわけでありませう。

この申し出は、これはどんな方法でもいいわけでありまして、書面を出して記載をするようにという申し出をしてもよろしいわけでありまして、口頭によって申し出をしてもいい、こういうことになるわけでございます。

○小平芳平君 それから、最近における裁判によらずに完結するという例、裁判によらずに完結した場合のこういう場合があるというのと、それから簡裁と地裁に分けてどういう傾向になっているか等について御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) お手元に配付されていると思ひますが、この改正法案関係の資料の終わりの方に何枚かの表がございます。その表の4というのをごらんいただきたいと思ひます。「民事通常訴訟既済事件の終局区分別事件数」というものでございます。これは昭和五十五年度に終局したものの区分別の事件数でございます。

まず、簡裁でございますが、既済総数七万二千九百六十六件、そのうち判決によらないで終局したものが「和解」、「取下げ」、「その他」と三つに分けてございまして、和解で終局したものが一万三千五百六十六件、取り下げて終了したものが二万八千二百二十件、その他二千六百二十五件でございます。

それから地裁が、既済総数が十万二千三十三件、和解が三万二千五百四十件、取り下げて二万二千二百三十九件、その他が四千八百七十七件、このような状況でございます。

その他の内訳といたしましては、請求の放棄、認諾等が含まれております。

○小平芳平君 いまの資料は五十五年度についてですが、過去にさかのぼりますと、たとえば三十五年と五十五年を比較した場合にはどうなりますか。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) ただいま

手元に対照すべき三十五年度の終局区分別の事件数を持っておりますので数字を申し上げられませうけれども、先ほど御質問の、どのような傾向にあるかということについては、大まかなところは申し上げられようかと思ひます。

それは、ただいまの表をごらんいただきたいのでありますが、判決で既済になったもの、簡裁が既済事件数のうちの五〇%、半分が判決で終わっております。地裁は四二・二%というふうになっております。この判決率というものが、非常に最近高くなつてきておるわけでございます。先ほどお尋ねの昭和三十五年ごろの正確な数字は持っておりませうけれども、大体われわれの感覚的なつかみ方といたしますと、判決、和解、取り下げがそれぞれ三分の一ずつぐらいだというふうに見えておる。ところで、簡裁に至つては半分の事件が判決だということになっておるということは、和解、取り下げが低くなつてきているということを示すものでございます。

なぜかということでございますけれども、これは確かな推測はできませんけれども、最近になって、特に五十年代に入つて、クレジット関係の訴訟が非常に多くなつてきております。簡裁におきましては特に多くなつてきております。このクレジット関係の訴訟は、被告の方で争う余地がないような事件が多いようでございます。でありますので、被告は欠席をいたしまして欠席判決で処理される、これが数の上で大きなウェイトを占めることになってきたものですから、この判決率が高くなつてきているというふうなこと、その反面において和解、取り下げが少なくなつてきている、こういうようなことが言えようかと思ひます。

○小平芳平君 簡裁においては判決が五〇%を占めるようになった理由は、いま御説明がありましたか、地裁においては和解が急激にふえておりませんか。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 五十五年

度の地裁における和解事件の率は三一・九%となつておりますが、この数字はそれほど大きく動いてはいないと思つております。これもまことに恐縮でございますが、ただいま過去の表を持ち合わせておりませうので大まかなことしか申し上げられませうけれども、この三一・九%という数字はそれほど大きく変動はしていないものと思つております。

○小平芳平君 私がいま見ている表では和解がふえております。それで、いずれにしても三一・九%の和解があつたということ、これは何にしようか。何が原因なんだろうか。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) ただいまの御質問の趣旨は、地裁の和解が三万二千五百四十件でございますけれども、この中身がどういふことかということでございます。――訴訟にもいろいろな形がございます。金銭を目的とする訴訟、それからその中にも交通事故の損害賠償とか貸し金であるとか、先ほど申し上げましたクレジット関係とか、さらに大型になりますれば乗客、公害といったような大型の損害賠償請求訴訟がございますし、さらに不動産を目的とする訴訟もございます。その他請求異議訴訟であるとか、いろいろな形の訴訟がございますが、和解が調うのはやはり金銭請求訴訟が多かろうと思ひます。御承知と思ひますけれども、乗客訴訟の最たるものでありますスモン訴訟は、これは非常に大量に係属しておりますが、順次和解路線に従つて和解で終了しつつあるというふうな状況でございます。

○小平芳平君 当事者の合意が基礎となつて和解ができると思ひますが、先ほど来の裁判所側の姿勢といふことが取り組みによりまして、和解が当事者の十分な合意を得ないまま進められていく、裁判所の都合によつて進められていくというふうなことがないかどうか。それで、スモン訴訟の場合の和解の問題は私も若干承知しておりますけれども、これなどは特別の例としてしまして、一般

的に言つてそういうふうなことがあるのかどうかということについてお伺ひしたい。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 民事訴訟で、訴訟を裁判官がそれぞれ担当して進めていく上、それぞれ個性が出てきますのは、法廷で言へば訴訟指揮権の行使という形でございまして。これは十人十色のやり方といひます。大枠は決まっておりますけれども、その中でどのような訴訟指揮をしていくかということ、これは十人十色だと申し上げてもよろしいかと思ひます。

これを、訴訟が和解手続に入りましてした場合、和解手続をどのように主宰していくかということも、ただいま申し上げました訴訟指揮と全く同じでございます。その裁判官のいわば全人格がそこに出てくる、それによつて和解ができたかできなかったりということになるかと思ひます。和解の手続における主宰というものは、訴訟指揮権の行使と全く同じだろつと理解しておりますが、その際に、それぞれの人の持つやり方が違つておるわけであります。第三者あるいは当事者から見れば、それはやや強引ではないかというふうな和解の運営をする人もありましようし、またもう少し裁判所が腹を割つて言つてくれれば和解ができるのにならうというふうな形で、不満を持たれる和解の運営というのもあるかと思ひます。

これはいろいろございまして、できるだけ和解による紛争解決というものが望ましい限りは、当事者を説得する技術といひます。それからその土台になつております人柄というものが大事だろつというふうな思ひます。

一般的な傾向として、御質問にありましたように、何が何でも和解へ持つていくという傾向があるかどうかということになりますと、これはそういうことではない。やはり十人十色の和解の運営をやっているというのが実情だと申し上げられるかと思ひます。

○小平芳平君 そして、先ほど御答弁のありました東京、大阪、名古屋地方裁判所の本庁の和解二十五件、それから取り下げ十三件の、和解等の

効力を争う申し立て件数調査表というのがあるわけですが、こうなつた場合には、先ほどの〇・一八%あるいは〇・二五%という場合の救済は全くないわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 先ほど申し上げましたように、東京、大阪、名古屋三つの地方裁判所本庁の五十五年度の和解済案件数が一万一千九十七件。それで、五十六年度におけるこの三庁の和解の効力を争う申し立て事件が二十五件で〇・二%だと、こういうふうに申し上げたわけですが、この二十五件が、和解が無効だという、和解の効力を争うという争いが認められたのか認められなかったのかというところまでは、ちょっと調べがつかぬわけでございます。

であります。私どもの一般的な経験からいいますと、その和解が無効が認められたケースはそう多くはないだろう。したがって、もとの訴訟が生きて返つてさらに審理が続いていくという形の件数は、この二十五件のうちさらに少ない数であろうというふうに推測しております。

○小平芳平君 証人調べ等の調書の作成が省略された後、訴訟上の和解、訴えの取り下げ等が無効とされた場合には、裁判所はどのような対応をすることになりますか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) ただいま申し上げましたように、この数字で申しますと二十五件が和解の効力を争うわけですが、その和解の効力を争う過程といふか、和解の効力があるのかないのかという点について、場合によつては証拠調べをしなければなりません。その証拠調べといふものは、全くその点についての証人なり書証といふものが出てくるわけでありまして、先に省略された証人調査あるいは本人調査、検証調査等がその証拠として使われる、和解の効力があるかどうかの判断に使われるということにはまずないのではなからうか。

省略された調書があればよかつたなというのは、和解の効力が否定されてまだ訴訟が係属して

おるのだと、もとの訴訟が係属していてその訴訟を続けてやっていかなければならない、そのときに初めて、前の調書を省略しておかなければよかつた、二度手間にならなくて済んだ、こういうことになるかと思ひます。そういうことになるケースというのは、先ほど申し上げましたとおり非常に少なからう。和解が無効が争われるケースは、先ほど申し上げましたとおり〇・二%ぐらいでございますけれども、さらに少ないだろうということでございます。

○小平芳平君 少ないであろうという御趣旨はわかりましたが、必要があれば証人調べをもう一度やるのかどうか。

それから、偽証問題が生じたような場合に、その省略されたことが支障がないかどうか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 先ほど申し上げましたとおり、和解が無効が認められまして、本来の訴訟の審理がさらに係属されていくことになりました場合には、先に証人尋問をして調書を省略してしまつてあるという場合、どうしても必要なならばその証人について再度尋問をする必要が出てくるだろう、再度尋問することになるだろうというふうに思ひます。

それから、偽証が問題になる場合も確かにないわけではなと思ひます。そのような場合は、大体訴訟指揮をしている裁判長あるいは非常に利害関係を持つてゐる当事者等が、その偽証の告発等をする考えがあるかどうかということ等の関連で、その訴訟手続内で大体わかるものだろうと思ひます。そういう場合には裁判長は省略を許可しないという扱い、あるいは当事者が省略ではなくて作成してくれという要請が出てくるということにならうかと思ひます。

○小平芳平君 今回の改正によりまして、結果的に訴訟が裁判によらず完結すれば、証人調査及び検証調査、そういうような調書の作成は原則として省略されるというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 百四十四条の条文は

「省略スルコトヲ得」ということでありまして、省略するといふ手続を認めただけでありますから、この要件に当たる場合は省略されるのでありましようし、当たらない場合は省略されないだろう。

要件が、裁判長の許可とか、あるいは当事者の申し入れといふようなことにかつておりますので、どういふ実際の運用になるかといふことはちょっとわかりかねますけれども、実際の訴訟を担当してゐる裁判官なり、あるいは実際の訴訟に關与してゐる当事者なりといひましては、やはり自分たちの仕事に密接な関係があり、自分たちの利害關係に密接な関係があるから、その辺のところは眞摯に考へて運用をするであらう。そしてまた、実際の運用の実績に照らして、省略されるべきケースが多くなつていふたり少なくなつていふたりといふようなこともあり得るのではないかとこのことを考へております。

○小平芳平君 寺田先生の御質問からずっと引き續きまして同じような質問をしたわけですが、これも、ごくわずかだからいいじゃないかといふことは、裁判の場合当たらないんじゃないかと思ひます。〇・二%と言つても千件に二件になるわけですから、ごくわずかだから問題なからうといふことは当たらないと思ひます。その二件に自分が入つてしまつたらどうするといふことになるわけですから、そういう点、法務省と裁判所はどう考へていらつしやるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) お言葉を返すようなことになるかもしれませんが、訴訟の民事訴訟では、御承知のとおり当事者は、訴訟の対象となつてゐる本体である権利主体も自分の意思で処分できるというたてまえになつております。今回の法案は、そういう訴訟の本体をどうこうするといふ問題では決してありませんで、手続的にその取り調べた証人、原則は調書に於て残すものだけれども、当事者は要らないと言つてゐるし、請求してこないし、裁判所の立場から見ても必要ないといふ場合に限つてその調書の作成を省

略するといふ手続上のものにすぎないわけでございます。

ですから、当事者が裁判を受ける権利を損なわれるとかいつた大きな問題ではないわけでございます。そういう意味におきましては千件に二件、さらに必要になつてくるケースはあるかもしれませんが、その辺になりますと、手続上の問題でございますし、当事者の立場も十分配慮した上での新しい制度と思ひますので、合理性は肯定されてよいのではないかとこのように裁判所としては考へておるわけでございます。

○政府委員(中島一郎君) 訴訟が裁判によらないで完結をいたしました場合に、この改正法のような裁判長の許可と、それから当事者の申し出のない場合といふ厳格な要件のもとに調書の記載を省略するといふことでありますから、これは制度としては許される制度であるといふふうに考へております。

○小平芳平君 いまの問題はこのくらいにしまして、裁判長とそれから当事者の申し出を強調しておられますけれども、裁判長も当事者も予測できなかったことが起きた場合、そういう場合のことを言つてゐるわけですね、私の方では、ですから、裁判長も当事者も、これは思つたらちゃんと残しておくでなければ、まずそういうことは万々一なからうと思つて省略したのが必要になつたといふことが起きはしないかと思つたからお尋ねしてゐるわけですね。

○政府委員(中島一郎君) 記録をすべて保存するといふ面からだけ申しましたならば、すべての証言について調書をつくり、それをまた永久に保存するといふことが好ましいことであらうかと思ひますけれども、現に、現在の民事訴訟の記録は十年で廃棄をしてゐる。それでは、十年の保存期間経過後にまたその調書が必要になる場合も全くないかと言われれば、これはあるわけでありまして、その辺のところの兼ね合いをどうするかといふことであらうかと思ひわけでありまして、一方の面からだけ見ると確かにそういう問題があるわ

かし就業場所はわかっておるといふ場合でありま
す。

それからその次が、住所、居所、営業所、事務
所において送達をなすにつき支障があるときであ
ります。通常の場合であります。住所、居所等
においてまず一たん送達をいたしますが、その送
達が住所、居所等においては送達することができ
なかった、あるいは改めて住所、居所等において
送達をいたしませんでも、従来相手方の、たとえ
ば原告が、内容証明郵便を住所、居所等にて何回
も出したけれども、住所、居所では内容証明が届
かなかったという資料を持ってきたという
ような場合などが考えられるわけでありますが、
住所、居所等における送達は支障があるという場
合であります。

それから第三番目といたしまして、送達を受く
べき者が就業する場所において送達を受くべき旨
の申述をなしたときであります。自分は住所、
居所には不在がちだから、就業場所へ送達をして
もらいたいということを申し出てきた場合であり
ます。

以上が、就業場所において送達することのでき
る場合であります。

○小平芳平君 住所、居所、営業所または事務所
が知れないとき、これははっきりしております。
わかります。ところが、住所、居所へは支障があ
る、じゃ勤務先なら支障がないという意味です
か。

○政府委員(中島一郎君) そのとおりでございま
す。

○小平芳平君 どういう場合でしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 先ほど申し上げました
ように、住所、居所等にて送達をいたしました
が、特別送達でありますから、本人に会って書類
等を渡す、あるいは補助送達ということで、本人
の雇い主、事務員その他同居者に渡すということ
になっておりますが、全戸不在ということで書類
を渡すことができなかったということでありま
す。就業場所ならば本人もいるだろうし、あるい

は本人の雇い主等の事務員、雇い人もいるから
書類を受け取ってもらえるだろうという場合であ
ります。

○委員長(鈴木一弘君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十二分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、民事訴訟法及び民事調停法
の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 先ほどのお答えによりまして、
「其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキ」
ということについて、支障があるということとはど
ういう場合なのかについてお答えがあったわけ
ですが、具体的に支障があるということは、書留郵
便ならうちだれかいないと受け取れないから局
へ保管してある、そのときに通知を入れておくわ
けですが、取りにこないとか、あるいは、普通郵
便ならもうポストへ入れれば着くはずなんです
が、そういうふうな具体的にどういふ場合が支障
ある場合か、お尋ねしたい。

○政府委員(中島一郎君) 通常の場合ですと、た
だいま御質問にもありましたように、呼び出し状
を送達するということになります。特別送達とい
う方法によつて送達をいたします。住居所に郵便
集配人が参りましたところが全戸不在である、そ
こでたまたまおっしゃいました連絡票のようなも
のをポストにはり込んで、都合のいい日時を指
定してもらえれば再送達もいたしますし、あるいは
郵便局の窓口へ取りにきてもらえれば預かって
あるものをお渡しいたします。こういう連絡票の
ようなものを置いて帰ってくる。十日間郵便局に
置いておくわけでありますが、その間に取りにこ
ない、あるいは再配達の日時も指定してこない

いうことで裁判所に戻ってまいります。これが、
住居所において送達をすることについて支障があ
るときは最も典型的な場合であらうかと思いま
す。

では、そういう場合に限るのかということであ
りますけれども、その場合に限りませんが、それ
と同じように住居所において送達することが非常
に困難であるという場合が含まれます。たとえ
ば、裁判所としては改めて特別送達、呼び出し状
の送達をいたしておりますけれども、訴訟を起
す前に原告が内容証明郵便を被告に出した、何
回も出したのだけれども昼間不在で住居所におい
てはその内容証明郵便が届かなかった、何回も
返ってきたというそういう疎明資料を出してい
ました場合には、その後、日時が非常にたつて
おれば別でありますけれども、近い過去において
そういう事実があったということでありましたな
らば、それも住居所において送達することのでき
ない、送達することについての支障のある場合と
いう中に含まれる場合があるのじゃないかとい
ふに考えておるわけでございます。

○小平芳平君 そうすると、後段の場合は、訴え
を起こした人が言うことをそのまま信用してい
うことになるわけですか。

○政府委員(中島一郎君) そのときには、原告が
出しました内容証明郵便が返ってきたという証拠
を持つてくるということになるわけでありまし
て、郵便局で配達したけれども不在のために配達
できませんでした、とめ置き期間十日間の間に取
りにきませんでしたという附せんのついた封筒と
申しましようか、そういうものを証拠に出しても
らうという扱いになるかと思ひます。

○小平芳平君 そういう場合はよくわかりま
す。その必ず書留なり内容証明なりを出したとい
うこと、出したけれども本人に届かなかったとい
うことがはっきりした場合において、初めて支障が
あると判断して勤務先へ送達をするということに
なるわけでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 私からお答えすべきか

どうかわかりませんが、私どもの解釈とい
たしましてはそういうふうな考えております。

○小平芳平君 それから、午前中も御質問があ
つてお答えがあったんですが、執行官による夜間及
び休日の送達、これは執行官による送達を行った
けれども届かなかったという手続は必ずしもとら
ないようなお答えがあったんですが、いかがで
しょうか。

○政府委員(中島一郎君) 執行官の配置でござ
いますけれども、地方裁判所の各本庁や大きな支部
の所在地には執行官はおりますけれども、支部な
り、あるいは簡易裁判所の所在地ごとに必ず執行
官がいるというわけのものでもございません。
で、執行官による送達が必要と行われるとい
うわけにもまいらないわけでありま。

先ほど裁判所の民事局長からお答え申し上げ
ましたように、執行官の仕事というのはやはり執行
が中心ということになりますので、執行官の都合
によつて送達に時間がかかるというようなことも
ありますので、必ず執行官による休日なり夜間の
送達を試みてみなければこの就業場所における送
達ができないというふうには考えておらないわけ
でございます。

○小平芳平君 本来の筋としては、執行官による
夜間及び休日の送達が本来の趣旨であるというふ
うにはなりません。

○政府委員(中島一郎君) 住居所における送達が
本来の筋である、原則であると。就業場所におけ
る送達は、そういう意味では補充的なものである
ということに申し上げられるかと思ひます。そし
てまた、住居所における送達でも、昼間の送達と
いうものが原則であつて、夜間なり休日なりの送
達は補充的の申しましようか、非常に例外的なも
のである。したがつて、裁判長の許可が要するとい
うことになっておりますということも申し上げら
れるかと思ひます。

夜間送達を原則と考えるべきか、あるいは就業
場所における送達を原則と考えるべきかというこ
とでありますけれども、やはり執行官による送達

に支障があるかないかということによって考えるべきことであるかと思ひます。

○小平芳平君 その場合の執行官の支障というのは、裁判所の方の都合によって執行官に支障がある。したがって、住所、居所へは届けることができないという判断なんですか。

○政府委員(中島一郎君) 裁判所の都合といひますか、それよりもやはり具体的な事案事案によつて、執行官の送達が速やかに期待できるかどうかという事情が問題であるかと思ひます。

それから、先ほどの私の答え、訂正させていただきますが、夜間等の送達に裁判長の許可が要するというのは古い制度でありまして、現在は改められておることでございます。

○小平芳平君 どうも支障があるということがよく理解できないのですが、そこに住所、居所があるという人が、書留郵便でも内容証明でも受け取らないというか届かないという場合、これははっきりしております。これははっきりしておりますが、執行官による送達をして支障があるということとはどういふことになるか、執行官が住所、居所へ送達をした、しかし支障があつて本人に渡すことができなかったというとならわりますが、必ずしも執行官の手を煩わせるまでもなく、執行官による送達に支障があるという場合はどういふ場合でしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 先ほどからも申し上げましたように、執行官の配置の問題もありまして、あるいは執行官がどの程度の仕事の割合と申しましようか、執行と送達とにどれぐらいの仕事の分担ができるか、送達にどれぐらいの時間を割くことができるかというような問題もございまして、そういった具体的な事情をあれこれ考えまして、具体的なケースごとを考えるということであらうかと思ひます。

○小平芳平君 そういふ御説明ならわかりますが、御説明としては、つまり「支障アルトキ」といふ、この「支障アルトキ」といふのは、受ける人の支障だけを言っているのじゃないんだ、

執行官の方の支障、つまり裁判所の方の支障も「支障アルトキ」になるんだということですね、いまの御説明は。

○政府委員(中島一郎君) 全部ひっくるめて、総合的に判断するということになるかと思ひます。

○小平芳平君 この点はまた次の機会に譲ります。それで、その支障があるというふうな総合的に判断するという局長の結論ですが、それはだれが確認することになりますか。

○政府委員(中島一郎君) 送達の手務を取り扱う者として、裁判所書記官が判断するということになります。

○小平芳平君 先ほどの郵便が着かない場合に比べて、非常に主観的な判断になりますね。

○政府委員(中島一郎君) 主観的と言つていいかどうかわかりませんが、いろいろな事情を総合的に考えなければならぬという意味においては、着いたか着かないかという客観的な事実の判断とは異なる面があるかと思ひます。

○小平芳平君 就業場所への送達は、この就業場所、就業先における人間関係なんかもありますので、封書が原則であるというふうなことはお考えになっておられますか。

○政府委員(中島一郎君) 就業場所に対する送達は、これは特別送達でございますので、その場合の送達すべき書類はすべて封書と申しましようか、外見から内容がわかるようなものではないということになります。

○小平芳平君 この昼間不在者が増加したということは、ごく最近起こつた現象でもないように思ひますが、この際に法改正を必要とするということとはどんな事情でしようか。

○政府委員(中島一郎君) 確かに、核家族化が進み共働き夫婦がふえたという現象はここ二、三年ではございまして、数年あるいは十数年以前から徐々にそういった傾向が強まってきたわけでありまして、それに伴つてこの昼間不在者に

よる送達不能、昼間不在者に対する送達の困難さというものが問題になりまして、この点を何とか改善する方法はないか。たとえば、就業場所における送達は考えられないかということが問題になっておりましたのは、もうすでにかなり以前からのことでございます。

だんだんそういう声が強くなりまして、そんな方向での検討というものが行われておつたわけでありまして、やはり新しい制度をつくるということになりますと、慎重な検討が必要であるというふうなことで時間もかかつておりました。

し、また民事訴訟法の関係で申しますと、民事執行法の改正というものが非常に大きな作業でありまして、民事訴訟関係の学者によつて構成されております法制審議会の民事訴訟法部会あるいは強制執行制度部会というものは民事執行法の改正作業に手がいっぱいであつたというふうな状態でございます。

それが民事執行法の改正が五十四年から施行されたということになりました。一段落いたしましたので、今度は民事訴訟手続の面で当面改正を要する事項ということで、この送達手続の改正というものが議題になってきたわけでございます。

○小平芳平君 それで局長にお伺ひしたいことは、準備の段階で法制審議会あるいは日弁連等の打ち合わせ、あるいは世論調査——世論調査とまではないかと思いますが、何かしら国民の意思を参考にするという御努力をなさつたかどうか。

それから、法制審議会の民事訴訟法部会の委員の名簿などは発表なさつていらっしゃるのかわかりませんか。

○政府委員(中島一郎君) まず、審議の経過でございますけれども、昨年の九月十六日に法制審議会民事訴訟法部会における検討事項メモというものができております。それを日弁連にもお届けをいたしまして、この次はこういふ事項を検討するということにしてはどうかというふうな御連絡をいたしております。そして、その後準備を進めまして、五十六年の十二月十六日に法制審議会の

民事訴訟法部会というものが開かれておりまして、このときに昼間不在者に対する送達の規定の整備等を民事訴訟法部会の検討事項にするということが決定されております。そして、五十七年になりまして、一月二十日に一月二十二日付の試案というのを日弁連にお届けしまして検討を依頼しております。そして、一月二十二日と二月六日と二回にわたつて準備会を行ひまして、五十七年の二月二十三日に民事訴訟法部会の小委員会というものが開かれております。

この民事訴訟法部会小委員会におきましては、先ほど申しました一月二十二日付の改正案要綱試案というものと、それから準備会の討議の結果をもとにして小委員会の審議が行われまして、その結果、三月九日に民事訴訟法部会が開かれております。その三月九日の前に、日弁連から前回検討を依頼いたしました試案に対する意見書というのを届けられておりまして、その意見書を三月九日の民事訴訟法部会の委員の皆様にお配りをしまして御審議をいただいたわけでありまして、その際に改正案要綱試案というものを土台にして審議が行われまして、骨子において了承されておるわけでありまして、それを三月二十四日の法制審議会の総会において審議されまして、三月二十四日の法制審議会総会におきまして改正案要綱試案と改正案要綱が決定されて答申されたわけでございます。

この審議会の委員の名簿のことについてお尋ねがありましたけれども、これは非公開の審議会というところになっておりますので、委員の名簿を公表するということとは従来からいたしておりました。構成は大学の先生あるいは弁護士さん、あるいは私も委員の一員になっておるわけでございますが、そういう意味におきまして訴訟関係者の大ぜいの方に御参加をいただいておりますので、今回の問題については特に案を公表して広く各界から御意見を聞くということはいささなかつたわけでありまして、新聞等におきましてこの改正の動きがあるということを取り上げてくれまし

たので、一般的にはかなり広くこの改正の動きというものは世間に知っていただいておったというふうに考えております。

○小平秀平君 最初に本来の送達場所において送達できなかった場合、就業場所へ送達をしたという場合ですが、第二回以降の送達は直接就業場所に送達することになりますか。

○政府委員(中島一郎君) 通常の場合でありますと、就業場所へ一回目の送達ができまして、本人が裁判所へ参りますと、聞くだろうと思うのです。あなたの場合は住居所へ送達できなかったの

で就業場所へ送達したのですが、これからどうし
ますがということを聞くだろうと思うのです。そ
うしますと本人が、あのときはたまたま留守にし
ていたのだけれども、ふだんは家にいるからこれ

からはひとつ家の方に送達してもらいたいと言え
ば、家の方に送達するだろうと思います。それか
ら、そうでなくて、家の方は留守がちだからむし
ろ勤務先の方へ送達してもらいたいということをし

言え、勤務先の方に送達するだろうと思ひます。

一回目の送達が、就業場所へ送達はできたけれども本人が出頭しなかったという場合は、ちよつ

と判断の材料がないので困るだろうと思うのですけれど、その場合は関係者から事情を聞くなり、あるいはもう一度念のために住居所をやってみようかということになる場合と、それから前回

だめだったのだから支障があるということで就業
場所であろう、やはり具体的なケースごとに判断
することになりかと思っています。

○小平芳平君 就業場所における送達を受ける旨

を申述したときとありますが、これはいまのお話のように、事実上の意思が通じさえすればよろしいのか、それとも書面を提出するようになりますか。

○政府委員(中島一郎君) さきにおつしやつた方法でありまして、事実上そういう意思があらわれておれば結構でございます。

○小平芳平君 この運用に当たりまして、もしこ

れが成立した場合には、送達事務取扱者、つまり裁判所の書記官が判断することが非常に重要になってくるだろうと思います。

それで、最高裁として指導、研修が必要だと考えられますか。特に、この送達をなすに支障あるときという問題は、郵便が着かないからというこの場合ははっきりしておりますけれども、裁判所

の都合と、それから送達を受ける人の都合とを総合的に判断してということになると、そこに何か基準がないと判断がむずかしいのじゃないでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 御指摘のように、この新しい百六十九条二項が制定されますと、これを運用していくのは裁判所の送達担当事務取扱者である書記官でございます。

この三つの要件が書かれておりますけれども、そのうち特に、支障があるときという要件を具体的な運用の場でどのように解釈していくのかということにつきましては、御指摘のとおり、会同、

研修その他におきまして十分研究をし、遺漏のないようにいたしていかなければならないと考えております。実際に運用していきますと、いろんなケースが出てくるだろうと思われれます。そういう

○小平芳平君 この「法律上ノ行為ニ基キ就業ス

か。

○政府委員(中島一郎君) 最も典型的な場合は、その前に書いてございます雇用でございます。雇

用関係に基づいて就業しておる場合、これが通常の場合であろうかと思えます。

その次は、委任でございます。法人の理事者とか、たとえば会社の取締役などは会社と委任の関

係にあると言われておりますので、取締役が会社で就業しておるといふ関係は、これは委任に基づくと就業であるということになろうかと思ひます。

それ以外に、委任でない法律上の行為に基づい

て就業している場合というのがいろいろ考えられるかと思いますが。たとえば、出向というようなのがございます。自分の使用者から出向を命ぜら

れて別の場所で就業をしておる。就業先とは雇用なり委任なりという関係はないわけでありますけれども、そこに何らかの法律上の行為に基づいて就業しておるのだと。それから、われわれ公務員

でございますけれども、公務員の場合には任命行為によって就業しておると、こういうことが言えるかと思うわけであります。厳密に言うところと雇用でもなければ委任でもない、こういうことにな

そうかと思ひます。

そういったいろいろの法律上の行為に基づいた就業というものが考えられますので、それを一括して規定したのがこの規定でございます。法律

上の行為と言います以上は、事実上の行為は含まないということになるわけであります。

○小平芳平君　やはりある程度法律上の行為であって、しかも勤務している、働いているという

その期間も必要じゃないかというふうに考えますが、一カ月にちよつと出るだけというような場合もあろうし、その辺はいかがででしょうか。

○政府委員（中島一郎君） 就業ということであり

就業と言えるためにはどれくらいの期間あるいはどれくらいの頻度でそこに行っていることが必要から、やはり業についておるといふ実体がなければならぬわけであります。

要かということになりますと、これまた具体的なケース、ケースで判断しなければならぬわけでございますけれども、確かにたたいまおっしゃいましたように、期間なり、あるいは一日のうちど

れくらの時間をそこにいるかというような点も重要な判断の要素になろうかと思います。

○小平芳平君 就業場所における補充送達で確実に本人に届くかどうかという、それはどうでしょう。

う。依頼してきたけれども、本当に本人に届いたかどうかという確認はなされないでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 就業場所といつても、これまたいろいろな場合があるわけでありまし

て、非常に小規模な就業場所でありましたならば、本人を呼んで渡す、あるいは本人がおらなくて補充送達をいたしました場合でも、本人というものの

を同僚たちが皆よく知っておりますから、これは渡してくれるだろうと思うわけであります。非常に大規模な就業場所、会社等で大規模なものにつきましては文書係とかそういった文書の接受の係

がおりますから、そこで補充送達をすれば本人に渡してくれるということは十分に期待できるのではないかと思つております。

○小平芳平君　そういう期待されるとおりいけば

問題は起きないわけですが、十分に期待しておりながらそうならなかったということがあり得るでしょう。そういうときにどうなさいますか。

○政府委員(中島一郎君) その場合などのことも

考えまして、送達を受けた者に対する通知というものが百七十一條の四項に定められておるわけでありませう。

○小平芳平君 それから、今回「郵便集配人」を

「郵便ノ業務ニ従事スル者」といふふうに改めましたが、これはどういう理由でしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 今回の法改正でいろいろと郵政当局と折衝をいたしました際に、郵政当

局が言われますには、郵便集配人という名称は現在のいわゆる郵便集配人の仕事の実態を十分に示していない、機械的な仕事に限るような感じを与えて非常にイメージも暗い、もっと現在の郵便業

務の従事者が扱っておる仕事の内容を十分に表現するような言葉に変えてイメージアップを図りたいというような御意見でありました。私ども必ずしもそうとは思わないわけでありますけれども、

郵政当局の強いお気持ちでありますので、それを受け入れたということでございます。

○小平芳平君　これで時間ありませんので、あととはまた別の機会に譲りたいと思いますが、最後

にひとつ刑事訴訟手続における送達、この点についてはどうのように処置をなさるでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 私どもの刑事局が所管しております事柄でございますが、

便宜私から申し上げます。

刑事事件につきましては、民事事件とは別個にそのプライバシーの保護ということについては格段の配慮が必要であるというふうに考えられるわけでございます。現在この改正民事訴訟法におけることを刑事訴訟にも適用いたしますと、かなり問題が生ずるだろうというふうな考え方から、刑事訴訟規則の中で、民事訴訟法のこの改正法の就業場所への送達の規定の適用は除くというふうな手当てを考へておるようでございます。ただ、被告人その他の関係者が、就業先へ送達してもらっても結構だというふうな意思がはつきりしておる場合には、それはこの規定を使うこともできるといふようなことにしようかということで、刑訴の規則の改正を検討中でございます。

○山中郁子君 先ほど小平委員の御質問に対するお答えが一部あったんですけれども、初めに、関連をいたしまして今回の改正案についての日弁連との交渉の経過ですね、それから中心的是なちよと内容をお伺いしたいんですけれども、あわせて法務省としては日弁連の合意を得ているのか、その辺を明確にお示しをいただきたい。

○政府委員(中島一郎君) まず、最初に経過でございますけれども、先ほどちょっと申しましたように、九月の十六日に検討事項メモというのを届けて、こういう事項を今後民事訴訟法部会で取り上げることにしようと思われ、がよろしくということを申し上げております。

それから、先ほど申しましたように、十二月の十六日には民事訴訟法部会が開かれておるわけでありまして、この民事訴訟法部会には、日弁連から御推薦をいただきました委員の方が東京から何人か、あるいは大阪からも御出席をいただいております。幹事としても二名ですか三名ですかの方に御出席をいただいております。そういうメンバーで審議をしていただきまして、これも先ほどちょっと申し上げましたが、一月の三十日に一月の二十二日付の試案を届けて日弁連

での検討をお願いいたしております。それを日弁連では各単位会に送られてきて、それについてのアンケートをおとりになったようでありまして、その結果、集約したものが三月になって意見書という形で出されております。

この意見書によりまして、一月の二十二日の試案についての意見でありますので、項目も当時は検討項目が十一項目ございました。でありますから、こういう事項についてはもっと慎重に時間をかけて検討した方がいいのではないかという御意見でありますとか、あるいはこういふ項目についてはいろいろ問題もあるのだから、点を配慮すべきでないか、あるいはこういふ条件をつけ加えるべきではないかという御意見を参酌いたしまして、三月九日の民事訴訟法部会というものが開かれておるわけでありまして、

それで、最終的には三月九日の民事訴訟法部会で改正案要綱案というものが決められたわけでありまして、その際に、日弁連の推薦の委員もお入りになった部会において、この要綱案を総会にかけるといふことについては異議がないという結論を得たわけでありまして、

それで、さらに三月の二十四日の法制審議会の総会、これにもまた日弁連推薦の委員の方が何人かお入りになっております。これは部会とは別の委員の方であります。こういう委員の方がお入りになっておる総会において、全員一致でこの要綱案を要綱としてお決めいただいたというふうな経過になっております。

したがって、五十七年三月付の民事訴訟法の一部改正に関する日弁連の意見書というものは、一月の二十二日付の試案についての御意見でありまして、現在法案として提出しております内容については、日弁連としては御賛成をいただいております。そのおのうに私どもは理解をしております。

それから、審議の内容でございますが、ごくあらまし申しますと、まず調査の省略の点でございますが、

まず、最初は、訴訟が裁判によらないで終結した場合に調査の記載を省略することができるといふことであります。その際にまず裁判長の許可を必要とすべきであるという御意見が出まして、それはそういうことになりました。それから、当事者から申し入れがあったときには調査をつくらなければならないという制度を設けるべきだということになりました。これもそういう要件がつけ加わりました。今度は、当事者の申し入れといつてもいつでもできるということでは困るので、時間を、日にちを切ったかどうかといううなことにしまして、それも期間が切られるといううなことにいたしました。

その次に、就業場所における送達の点でありますけれども、まず最初、就業場所を住居所と並ぶ送達場所とすべきかどうか、どちらでも送達できるといふことにしたいのかどうかということが問題になりました。この点は住居所等の送達を原則として、就業場所における送達は例外的、補充的なものにすべきだということになったわけでありまして、

それから、就業場所における送達の場合にも補充送達を認めるべきかどうかということが問題になりました。それは認めてもいいということになりました。それと、それは認めてもいいということになりました。それと、それは認めてもいいということになりました。それと、それは認めてもいいということになりました。

それから、その次に判決書の簡素化の点でありますけれども、事実の摘示は「一切省略していいか、あるいは証拠の目録を引用する」という程度はいいけれども、一切省略することはいけないうべきか、そういう点が問題になったわけでありまして、引用まではいけないうべきか、一切省略はいけないうことになったわけでありまして、

あらましはそういうことでございます。

○山中郁子君 御答弁ですと、実質的に了解を得ているものと判断しているということ、もう一つ不分明なところがあるというように理解もいたしますし、客観的にもその辺の問題について指摘だけをしておきたいと思ひます。

それから、今回の改正案が、一連の民事訴訟法改正の一部であるという見方もあるわけなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。つまり、あとどういふ民事訴訟法関係の法改正を考へていらっしゃるのか、準備されていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(中島一郎君) 一連の改正の一部という言い方はちょっと実態と合わないかというふうに思ひますけれども、先ほど申しましたように、今回の民事訴訟法部会で取り上げるべき事項として、ある時期には十一項目というものが挙がったことは事実でございます。そのうち、今回の改正法案におきましては四項目しか取り上げていない。そういう意味で、今回、検討事項あるいは検討事項の候補事項とされながら法案に盛り込まれなかった事項は幾つかあるわけでありまして、それを申し上げます。

○山中郁子君 具体的な準備、お考えがあらわらお伺いしたい。

○政府委員(中島一郎君) それを今後どうするかということは、民事訴訟法部会でお決めいただくというところになるわけでありまして、私どもは今回の改正の経過から考へて、引き続きその残りの問題を取り上げるということはある得ないのではないかというふうに考へております。今回で一段落、緊急必要なものについては手当てをするというところになりますので、引き続きあとの問題を取り上げるというところはないだろうというふうに見ております。

○山中郁子君 具体的な問題に入りましてけれども、いわゆる昼間不在者対策ですけども、この改正案の対象となる民事送達の中身というか種類というか、それはどのようなものがありますか。

○政府委員(中島一郎君) 民事訴訟法によりまし

て、送達という厳格な方法をとらなければならぬといふふうな定められておる書類が幾つかあるわけでありまして、それが送達書類、送達書類として今回の改正によって実体的にも送達方法がつけ加わるということであるかと思ひます。その具体的な書類でございいますか。

○山中都子君 はい。

○政府委員(中島一郎君) 送達すべき書類として民事訴訟法が規定しておりますのは幾つかござい

ます。まず、裁判手続の關係の書類と執行手続關係の書類がございまして、裁判手続關係の書類といたしましては、裁判所が作成した書類と当事者が作成した書類があるわけでありまして、

裁判所が作成した書類といたしましては、まず一番大きなものが判決正本でございまして、それから期日の呼び出し状というふうなものもござい

ます。その他、訴訟手続の途中で裁判所がいろいろな決定をいたしますので、その決定の正本を送達するということになります。たとえば、特別代理人の選任及び解任命令の正本でありまして、あるいはその他の決定正本というものが考えられるわけでありまして、それから、これは別の手続になりますけれども、支払い命令を出したときには支払い命令の正本というものを送達することになります。その場合には、仮執行制限つきの支払い命令の正本というものが前に送るということになります。

それから、当事者が作成した書類であります。これは一番代表的なものは訴状の副本であります。そのほかに、参加申し立て書の副本でありますとか、あるいは訴訟告知書の副本でありますとかいうようなものが送達の対象になります。それから取り下げ書、これも重要な書類でありますので副本を送達いたします。あるいは訴えの変更の申し立て書の副本、反訴状の副本、準備書面の副本、こういったものも相手方に送達をいたします。あるいは上訴権放棄書の副本、控訴状の副本、こういったものも送達することになっております。

また、執行手続の關係では、債務名義となるべき裁判の正本または謄本、執行の前提としてこれを送達をいたします。強制競売事件におきましては、強制競売開始決定の正本というものを送りまして、あるいは差し押さえ命令の正本、執行命令の正本、こういった重要な命令の正本は送達するということになっております。

○山中都子君 いま局長も言われたように、裁判に際してかなり重要な書類の送達ということになるわけですが、これは關係者にとつても重要なかわりがあるわけですが、屋間不在者がふえてくるために送達ができないうことからの問題が提起をされて法改正が出されているわけですが、法務省からいただきましたこの資料によりますと、「受取人不在の場合の送達実情調査表」というのが後ろの方についていますね。

ここで、五十六年十月及び十一月の間に差し出した特別送達郵便物のうち、受取人不在を理由として還付された郵便物が二千八百五十三通であった。それで、その還付された郵便物の配達回数、一回が二千三百十通、二回以上が四百六十通、こういう数字になっておりますけれども、この二回以上の四百六十通、つまり、二回以上になるとぐっと少なくなるわけですね。一般的に屋間不在人口がふえているということはそれは言えるんだけれども、法務省に伺いましたら、それじゃいつの時点で幾らあつて、そして今回、五十六年十月及び十一月の間を調査したらこうなつて、一二・九%にふえている、こういう資料をお持ちでないんですか。

ですから、ふえているから手当てが必要だといふふうにおっしゃるけれども、実際にどのくらいふえているのかということについては、客観的なデータが出てないんですかね。これがまず一つわからないうことです。

それからもう一つは、これだけ還付されているんだといふけれども、二回以上で返つてきているのが四百六十通で、こうしますとこのパーセンテージはぐっと少なくなつて二%になるんですね。ですから私は、一般の日本の居住環境ないしは生活状況が、屋間の不在人口がふえているといふことはそれは否定するものではありませんけれども、後で申し上げますが、やっぱりかなりいろんな重要な中身を持つていて法改正であるからこそ、そこに法務省として何ら比較すべき、つまりこういうふうなふえているんだというデータが示せないままに、しかも二回以上の還付というのはごくわずか二%だということですね。そういう事態のもとであつて提起されるということについては余り適切ではないかと考えておりますけれども、その辺はいかがですか。

○最高裁判所長官代理人(川野義徳君) ただいま御指摘の資料のこの表は、実は私どもの方で調査をいたしましたものを表として出したものでございまして、便宜、私の方から御説明いたします。

まず、この表の上の方のDの欄「C欄の還付された郵便物の配達回数」、これは郵便局の方で何回行つてくれたかということでございまして、一回行つただけでもう返してきただけが二千三百十通で、二回行つてまだいかなかったものだから返してきたというのが四百六十通と、こういう趣旨でございまして。

それで、屋間不在を理由に還付されてくる郵便物がだんだん大きくなつていっているという統計的な数字は、確かに御指摘のとおり把握しております。おりませんけれども、これは裁判所の現場におきまして体験的にわかるわけでございまして。

たとえば、東京地裁の民事第五部というところの書記官室だけをとってみても、だんだん不在ということで還付されてくる通数がふえているといふことはみんな体験的に知つていふことでありまして、漸次ふえてきているといふことは間違いないことだらうと思ひます。

これを統計的に、あるいは大體量的にその調査をいたしますためには、非常な手数を現地の裁判所の方にかけるものですから、現在どのくらい不送

達として返つてきているだらうかということを見たいものがこの表でございまして。そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○山中都子君 私はやっぱりそういうことを、データを理由にしてこういふふうな法改正するんだ、しかもその法改正の内容といふのはさきまな問題があるわけですから、やはりそれは経験的にそうだとすることでは、それはちょっと無責任だと思ふんです。一年前はどうかであつた、一年前はたまたまとなつてないんだつたら、いまこれをとつたんだから、今度一年後を見て、それでこの間の推移はこうふえているんだ、したがつてこういう手当てが、必要だとおっしゃらなければ、それは説得力はないし責任ある御提起だとは言いがたいと思ひます。

と同時に、一回の場合と比べて二回以上の場合にはうんと少なくなつていふわけですね、数としては。そのことも私はさき申し上げたんですけれども、そういう意味で後ほど申し上げますけれども、そういうちゃんとした調査に基づいて提起をなさるということがやはり大事なことであるといふことだけを、指摘をしておきたいと思ひます。

それから、これはけさはど来からの御質問の中にもありましたのですけれども、端的にお尋ねしたいんですが、夜間送達の場合は送達率は大変高いです。関係者の方もおっしゃつていふ。そうすると、これでやはり目的を達成するといふことにもつと努力をしていただく必要があるのではないかと。これも執行官制度の改正とか民事執行法の改正とか、いろいろ関連で御答弁がございましたけれども、たとえば執行官にはその補助者という方たちがついている。そういう部分を拡充する、充実するといふことによつて夜間送達も行う、たとえばの話がそういうこともできるのではないかと。

いずれにしても、大體送達率が高いといふ実績もある夜間送達によつて、送達がいま現在できない部分を埋めていくという御努力はもっとあつて

しかるべきじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 午前中の寺田委員の御質問に対する私の答えとやや重複する部分もございますが、まず執行官法が四十一年にできましたけれども、その前は執行吏、それからただいまおっしゃいました補助者というのは執行吏代理と言っております。

それで、この執行吏代理というのは、執行官の教ほどではありませんけれども、それに近い数がいっている補助をしてもらったわけでありまして、その中で大きな部分を占めていたのが送達でありました。執行吏代理の主要な職務は送達だったわけでありまして、ところが、執行官法ができ上がりました、執行吏代理という制度はそのままの形で残りました、執行官臨時職務代行者というふうな形になりました。この数が四十二年当時二百数十名いましたけれども、現在二十六名になってきております。これは執行官が自分の費用で雇っている者でありますから、こういう職務代行者の数は減らしていくという方向になったわけでありまして。

そういうこともありますし、午前中お答えしたような執行官の職務の純化というふうなこともございまして夜間送達というものの限度がある。それで、執行官はやはり本来の執行事務に専念して、公正適正な執行を実現していくように努力すべきであるという方向を私も打ち出しておることもございまして、夜間送達の方へエネルギーをさらに割いていくことは、逆の意味で望ましくないというふうにも考えておるわけでございまして。そういうような実情でございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○山中郁子君 そうすると、いわゆる執行官補助者みたいなところでカバーしていくということはちょっと考えられないことだという御趣旨ですか。そこを、ちょっとはつきり聞かせてください。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 執行官の

補助者ということになりますとそういう権限が全くございませんので、送達等の権限がございせんから補助者で送達をやるわけにはまいりません。できるとすれば、先ほど申し上げました執行官臨時職務代行者、これはやはり早晩なくなっていくものという想定でございまして。ここをふやしていくというわけにはまいりません。そういたしますと、補助者というか、補助的な職員でもって送達の範囲をふやしていくことは、ちょっとむずかしいかろうというふうな思っております。

○山中郁子君 夜間送達の送達率が高いという実績があって、わかっているわけだから、私はその面の努力というものはやっぱりあつてしかるべきだと考えておりますので、その点だけ申し上げておきます。

それで、これもいま小委員から御質問があつてお答えがありましたので確認だけさせていただきますが、刑事訴訟への準用の問題ですが、刑事訴訟法の五十四条の「書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定を準用する」という場合に、今回は裁判所の規定を準用しないということに明記する、明確にするということをはっきり確認ができるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 先ほど申し上げましたとおり、このまま就業先送達の規定を準用するのは刑事においては適切ではないというところでありますけれども、同意がある、異議がないというふうな場合には、就業先への送達の制度を使つていいのじゃないか。しかし、それ以外の場合、たとえば支障があるときというふうな場合は準用しないという除外規定を、刑事訴訟規則の中でつくろうという予定であります。

が、この制度をどの程度採用なさるおつもりなのか、具体的に御指示をいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 地方裁判所では、先般も申し上げましたとおり、たとえば期日の呼び出し状を送る場合、これは正規の送達の方法しか法律には決めてありません。しかし、現実には、訴訟経済その他の関係から簡易な呼び出しを利用しているという実情であります。

これが簡易の呼び出しをすることによる危険性というものがどういふところにあるか、ちょっと私理解できないのであります。たとえばはがきなどでもやりますと、どういふ事件の期日の呼び出しだということが人の目に触れた場合にわかりません。ですから、はがきという意味ではまずいかもしれないが、はがきで簡易の呼び出しをしている例は地裁の場合も簡裁の場合も、絶無とは申しませんがほとんどないと思ひます。普通の六十円の封書でやっております。そういったしますと、その六十円の封書と八百六十円の特別送達、これも封書であります、との差というものは危険性というものは特に差はないわけでありまして、ブライバシーその他の関係から言ひまして

でありますので、私も私としてはその簡易の呼び出しを実施することによって危険性が増大するということには考えてはいないのであります。結果としてどれくらい使うのかということにございましてけれども、これは現実には何回のうち何回が送達で何回が簡易の呼び出しかということまで調べておりませんのでわかりませんが、現実にはかなりの数が行われておりますが、それが法的根拠を持って行われることになるだろう。現在は事実上行われておりますが、今度からは法的根拠を持つて行われることになり、そのために簡易呼び出しの費用が訴訟費用として正式に組み込まれてくることになる、こういうふうな理解しております。

○山中郁子君 簡易呼び出しは、要するに簡裁における手続の特質に基づいて定められているもの

で、結局私はそういう本質に照らしてこれを一般化するとは、訴訟手続の確実性、そういう点からの危険がある。したがって、どの程度採用なさるかということでお尋ねをしておりますので、その趣旨は御理解いただけたと思ひます。

それで、最も私どもが重要な問題だと思ひますことは、この就業場所への送達ですね、このことが持つブライバシー、このこととの関連でのブライバシーの保護という点なんです。それで、これはいろいろ考えていきますとやっぱりかなり重要な問題がありまして、先ほど議論があつたけれども、支障があるとき、これがどういふケースなのかというところは局長の御答弁があつたんですけれども、知れざるときはそれはそれで御答弁は伺つてわかりましたけれども、支障があるときというのは、これも御答弁はそれなりにあつたんですけれども、この点は私はやっぱりかなり幅の広い中身であつて、それからもう一つ問題は、それがさらに拡大される、実際の運用に当たつてかなり拡大される危険があるという性格のものだと受けとめざるを得ないんですけれども、この支障があるときというのをもう一度御説明をいただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 先ほど申しましたように、送達は住居所において送達をするというのがこれが原則であります。でありますから、通常の場合でありますれば住居所あてに送達をするわけでありまして。

郵便集配人が行きまして呼び鈴を押すわけでありましてけれども、全戸不在である。そこで、郵便書類を受け取つてもらふことができないわけでありまして。その場合が、いま最も典型的な場合であるというふうな思ひます。その場合も、郵便配達人というのはその地域の状況というのは非常に詳しいわけでありまして、この家は昼間はだれもいないのだ、あるいはふだんは留守番の奥さんがいるのだけれどもいまはちょっと買い物に行つておるのだというふうなことを郵便配達人は知つておるわけだと思ひます。でありますか

ら、ただ呼び鈴を押しただけでだれも出てこなかったからもうここで送達ができないということではなくて、先ほどの統計にもありましたように二回配達をしてくれた、それにもかからず送達ができなくて持ち帰ったというようなケースもあるわけだろと思う。

それが原則なのでありますけれども、そういうことで送達ができなかった場合それではどうするのだということになるわけでありまして、あるいは夜間送達、休日送達というような方法もないわけではないのですけれども、その夜間送達なり休日送達については、いろいろと執行官の都合なりその他の事情によって速やかな送達が期待できないというような場合もあるわけでありまして、そういう場合には就業場所における送達ということも考えればいいのじゃないかというのが、今回の改正法案の趣旨でございます。

○山中都子君 いまの御答弁でもそうなんですけれども、私も通信委員をずっとやっていますけれども、そんな簡単にわかるというわけにもいかないのですよ。なかなかむずかしいことなんです。それは昼間不在者がふえているということも、そういう面からもそれは言えることなんですけれども、結局こういう道があるということによって、安易に就業場所への送達が行われる。この歯どめを何によって保障するのかと言え、私はちょっとその辺が思いやらない。ないから、いろいろな意味でその拡大がされていって、プライバシーの侵害が起るというところにつながる。

先ほども、外見から内容がわかるようなものではない、だからプライバシーの侵害は心配ないんだという趣旨の御答弁がありましたけれども、決してそんなことないですね。私、実際どういふものかということ、ちょっとこれを入手したんですけれども、これは東京簡易裁判所略式命令係、東京地方裁判所民事第六部、幾つかいろいろありますわ。こういうふうにして送達するんですね。この後ろにこれがついているわけです。そし

て、これをホチキスでとめてあるんですね。それで、受け取ってもらった人の受領印をもらって帰るわけですが、確かに受け取りましたと。

これを見ますと、中身はわからないどころじゃなくて、郵便送達報告書と、こうなっているんですね。いろいろなものを書くようになっていまして、それで、たとえばこれで見ますと、書類の名称、口頭弁論期日呼出状、訴状副本、答弁書、催告書、それでお名前を書いて、こういうふうになつてこれを送達した、受領したということと判をもらって帰るようになっていっているわけですね。

会社になんかものを持ってこられたら、これはたちまち会社の評判になるわけだわ。日本の会社の状況というのは、御承知の方も多いはずですが、私も、たちまち人のうわさになる。それで、どうもあの人は御夫婦仲がうまくないといううわさがあつたけれども、とうとうそれじゃ離婚かといううわさ問題だとか、それから支払い命令なんというのが来るわけでしょう。そうすると、どうも最近少しおかしいと思つたらサラ金で首が回らなくなっているんじゃないかとか、そういうようなことはたちまちプライバシーとして、たとえば会社とかその就業場所には広がるといふ可能性が大いにある、こういう送達の仕方なんです。

私は、とても皆さんがおっしゃる通りに、外見から内容がわかるものじゃないからプライバシーの侵害には当たらないというところは絶対にない。ここは私は大問題だと思つて、絶対にだからこういうやり方を会社を持ち込むというふうなことはすべきではないと思つておられますけれども、それでしよう、中身がわからないわけじゃないですよ。ちゃんと支払い命令なら支払い命令とか、支払い命令正本と、こうありますから、そういうものでわかるわけだわ。どうですか、そういう点。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) 特別送達的方式は、ただいまお示しのとおりでございます。

郵便集配人が送達を行いますと、外にホチキスでとめてある送達報告書を外して、そこに受取人の署名、押印をもらうわけでありまして、そこに支払い命令とか、あるいは訴状とか、送った書類の名称が書かれております。その限りでは、確かに知られたくないことが知られるというところは、まさしくおっしゃるとおりであります。

私も申し上げておるのは、訴状が来たつて中身はわからないのだから、中身までわかたら大変だろけれども、その書類の名称だけ、裁判所から来たというだけでも確かにうわさになるといへばうわさになるわけでありまして、その辺は送達の制度がこういうものであります以上はやむを得ないところでありまして、書類の名称だけはわかつては、これはやむを得ないものというところが、この改正案の前提にあるうかというふうに理解しているわけでございます。

○山中都子君 そのお認めになるように、裁判所から封書が来たというだけだつて、これはいまの日本の社会の実情ないしは日本人の心理から言つて、これはまたうわさにもなるし、心理的圧迫を加えようとして、たとえば悪質な債権者だとか、卑近な言い方をすれば飲み屋のツケだとか、そんなのだから利用されないと限らないわけでしょう。

私はそういうことと、もう一つは、中身までは出てないんだと、こうおっしゃるけれども、これはホチキスでとめておけるのよ。こんなの、ホチキスを外して見ようと思えば見られるわけですよ。それでまたホチキスでとめておけばいいんだから。だから、それは私、実際これだけだつてプライバシーの重大侵害で、どんな被害を受けるかわかりませんよ。実際を伺いましたらば、ホチキスでとめている、ホチキスでとめたことなんです。だとすればなおさらのこと、中身だつてあけてみようとすれば見られるわけですよ。

さっきもお話がありましたように、大きな会社などに行けば、本人には渡さないで、結局受付や何かに渡すということになる。そうすると、いま

の会社なんか見ますと、私も経験ありますが、そういう文書の授受というのはちゃんと授受簿があつて、そしていつ何日の何時に本人に渡した、預かったとか渡したとか、こういうふうにして授受簿にちゃんと記載されるようなことでもあるわけですね。それから、そういうような場合に、裁判所から何か支払い命令が来たとか、何が来たみたいなことがみんなその授受簿に記載されて、記録されていくわけでしょう。やっぱり私は、ちょっとこれはプライバシーの侵害という上では重大な問題があると言わざるを得ないと思います。

それから、ちょっとあわせてお伺いしたいんですが、たとえば家事審判や少年事件ですね、こういうものについては、たとえば封筒にもそういうことを書かないとか、何らかのしかるべき配慮がされているというふうに承つておりますし理解もしておりますけれども、そういう際の配慮は具体的にどういう方法をされているのか。さっきの、この中身だつて保証の限りじゃないじゃないかというところとあわせて、ちょっと御答弁をいただきたい。

○最高裁判所長官代理人(川崎義徳君) いまお示しの方式による特別送達の場合に、本来封をしてその報告書をとめておくべきものであります。いま御指摘のようなことがありますが、これは特に就業先への送達の場合問題だろと思われまますので、さらに検討しなければならぬことだろうと考えております。

なお、家庭裁判所における家事事件あるいは少年保護事件の關係での呼び出し等につきましては、御指摘のとおり、いろいろな配慮をしておるが実情のようであります。たとえば、差出人が裁判所であることがわからないようにするために私書箱を使う、あるいは書記官、調査官が個人の名前でその書類を送るというふうな運用を、特にプライバシーその他少年の保護育成に必要だと考えるケースにおいては、そういう運用をしているというふうに承知しております。

○山中都子君 日本人勤労者にとって、裁判された

になつてゐる問題が職場のうわさの種になつたり、うわさだけじゃなくて、そうしたこと事案として事実裁判所からこういうものが行くわけですから、周囲に知れたらということとは、ある意味では致命的なことですよ、いまの勤務者、たとえばサラリーマンの仕事の場での実情から考えればね。私は、そこは本当にもうちょっと国民の人権を保護するという立場を真剣に考えていただかなければ困ると思います。

それで、特に勤務先でかわりの人に交付するという場合がまた一つは多くなるんですけども、それで送達効力は生じると、こういうことなんですよけれども、紛失だとか失念、それから期限におくれた場合、十分あり得ますよね。そういうような場合はどうなるんですか、送達の効力という意味では。

○政府委員(中島一郎君) 就業先における送達、しかも補充送達ということでは要件を満たしております場合、いわゆる百七十一條の二項の要件を満たしております場合には、それによつて送達の効力が生ずるといふことになり得ます。

効力に關係はございせんけれども、百七十一條の四項におきまして、裁判所書記官はその旨を送達を受けた者に通知をする、これは住居所あてに通知をするということになっております。それには、あなたあての書類を会社のだれだれに渡しましたということが書いてあるわけでありまして、本人がその書類を見ることがよつて、その書類を現実に交付を受けた者に確かめるという可能性があるわけであり得ます。

ただ、それにもかかわらず、送達されるべき書類も現実に手にしなかつた、さらに本人あての通知も何らかの理由によつて届かなかつたという場合で、本人の責めに帰すことの全くできない事由で知らなかつたという場合には、訴訟行為の追完が許されるということになるだらうというふうに考えます。

○山中郁子君 本人に別途通知するとおっしゃるけれども、本人に通知が行くべからぬなら、この送

達自身が本人に行けばいいのであつて、行くんだから、それはまた矛盾な話で、普通の通知だけ行くのだったら、本人がそこに行かなくても、そのポストに入れてくれば、それで夜になって見ればいいんだと、こういうお話になるんでしようけれども、本人に通知が行くんだつたら、その何らかの努力をすることによつて本人に、そこに行かないわけじゃなくて、「知れず」じゃなくて、そこにいるということとはわかるわけだから、そういう点でもこれは大変矛盾するお話であつて、別途本人に通知が行くのだからいいんですということでは本人が知るんだとおっしゃるならば、そのぐらゐなら、何も会社に行つていかなかつた本人に行つて、何となく本人のいるところをわかつて、それが前提になるわけでしょう。だから、そういう矛盾をさへそこで生まれてくると言わざるを得ないんです。

いまお話ありましたけれども、どうですか、端的に言つて、簡易裁判の場合でも本人が出廷しないままに、またもつとひどい場合は、知らないままに判決が言い渡されるという、いわゆる欠席裁判みたいなことがあるわけけれども、このやり方をしたいとしますと、やっぱりそうしたケースはどうしたつてふえざるを得ないんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 訴えが提起されまして、被告に対して訴状と第一回の期日の呼び出し状を送るわけでございます。その送り方が住居所か、あるいは就業場所へもできるかという問題でありますけれども、いずれにしても届かないことには訴訟を始めるわけではございません。届かないからもう被告は出席しません。その場合に欠席判決というものは法律上できないたてまえになっておりますから、この制度ができれば被告に届く件数がいまより多くなる。しかも、届いたけれども出てこない被告がふえるという点であれば、欠席判決がふえるというところは御指摘のとおりであります。けれども、いま御質問のような意味においては、そういうケースがふ

えるというわけではございません。

○山中郁子君 勤務先でかわりの人が交付を受けるといふその問題で確率が高くなる、本人に届かないという確率が高くなるだらうと、それとの關係で申し上げてゐるんですけれども、おっしゃる意味はいまのはわかりましたけれども、私はそういう点でやはりその危険というものを指摘しておきます。

時間の關係がありますのでちょっと先へ進めまされども、ここでひとつは裁判所にも考へていただきたいんですが、裁判所と通じるいわゆる強権力というのか、そうした機能を持つてゐる点では税務署があるんですよ。税務署の場合、国税通則法の第十二條で、郵便による送達または交付送達を受けなければならない住所または居所ということになっている。それで私も、同じような性格のものなので、国税庁にちよつと伺つてみたんですけども、本人が住み込みで働いてゐる勤務先兼住所という場合は除いて、本人の勤務先へ、たとえば財産の差し押さえ調書だとかいうようなものを送達するようにはしない、まして本人以外の勤務先の關係者等に文書の交付を依頼するといふようなことは絶対にない、こういうことを言つておられました。

私、当然だと思つておられませんが、いま申し上げましたように、プライバシーに關する点では、そういう点で裁判所も税務署も共通する点があるといふふうに思ひますけれども、裁判所がこういうことをやれば率先しておやりになるというのはいかがなものかと思ひますし、これはもうぜひひとつ考へ直していただきたいと思つておられます。これも、この国税庁との關係ではいかがですか、お考えは。

○政府委員(中島一郎君) 国税通則法の十二條でございまして、その第二項に「通常の取扱ひによる郵便によつて前項に規定する書類を送達した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。」といふ、こ

ら、到達したかどうかにかかわらず、通常到達すべきであつた時期に送達があつたといふ推定が行われるわけであり得ます。

実は、それにもかかわらず現実に到達しなかつたといふことは、これは書類の送達を受ける側で立証しなければならぬといふことでありますから、書類の受送達者としてはかなり大きな負担を受けることにもなるわけでありまして、裁判所の場合にはこういう推定規定で処理できるかどうかといふこともございまして、そういう点を考へてみなければならぬだらうといふふうに思ひます。

○山中郁子君 私、申し上げてゐるのは、実際に就業先にそういうものを国税庁が配達するということはないといふことをいま申し上げてゐるの、それはプライバシーという観点から言へば裁判所だつて同じだし、裁判所が率先してそういうことをおやりになるのは困るということをおし上げておきます。

それでは次に、二、三箇條にお伺いをいたします。調書の省略化の問題ですが、これもいろいろ御議論がありました。基本は、証人調書などはきちんとしておくといふのが民事訴訟の基本だと思ひますけれども、その点は御異見のないところですね。

○政府委員(中島一郎君) そのとおりでありまして、民訴の百四十四條もそういうことを前提に規定してゐると思ひます。

○山中郁子君 それで先ほど、和解、取り下げ等が無効とされた場合にどうするのかといふこと、それが大変少ない数であるといふふうなことを、それをめぐつて御議論がありました。この点について一つだけさっきの御答弁に關連してお尋ねしたいんですが、実務的には私、裁判所の実務の方からお伺いすると、公判でその都度、その日といふことではないけれども、次回の公判までの間にその都度調書をつくつておくといふことが必ず行われてゐるわけではない。たまりにたまつていくといふわけですね。さつき御答弁で、たと

えば三回目まで、一からやり直すということにはならぬで、途中までできているものはかなりあるんだから、一から振り出しに戻してもう一度やり直さなきゃならないということにはならないんだというお話がありました。だけれども、実際上はもうほとんどたまっていくのが実情なんじゃないんですか。

そのところは私、実態はよく、正直にと言うとあれですけれども、率直にお示しをいただいた方がよろしかろうと思います。すべてがすべてとは申しませんが、もうたまりにたまっていて、万一無効なんというになれば、やっぱり一から振り出しに戻して調書をつくるということにならざるを得ない方が実情だと理解いたしますが、その点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 民事訴訟の場合について申し上げますが、大体東京地裁の民事部の場合であります。証拠調べの期日というのは二カ月間隔あるいは三カ月、合議事件のむずかしい事件などになりますと三カ月間隔で入っていくのが通常でございます。したがって、当該期日における証人調べ等の調書は二カ月あるいは三カ月の間につくるといことになるわけでありまして、大体主尋問だけ済ませて、反対尋問は次回というような場合も往々にしてあります。そういうような場合に、調書ができておりませんと反対尋問の用意ができないというようにございまして、いろいろな要請から、大体その次の期日までには調書はでき上がっているのが通常でございます。

ただ、裁判官によっては、集中審理方式といまして一カ月の間に数期日入れる、集中して調べ早く結審するというやり方をする人もございまして、そういうやり方をとった場合には、確かに次の期日に前の期日の分の調書がまだできていないということもあるかと思いますが、通常の場合はそのようなことはない。たまりにたまっておりまして、これはまあその書記官は破産せざるを得ないわけでありまして、とても通常の執務はできない

はずであります。そういうようなことは例外的に、何か体の調子がおかしいというようにございまして、ないというところは断言するわけにはまいりませんけれども、通常の形がそうだとするふうなことはないというふうに申し上げてよいと思えます。

○山中都子君 かなりあるというお話もあるんですけれども、御答弁ですと、さらに実態はお調べもいただきたいと思っております。

証拠の摘示の記載の省略の点についても、一点だけ御意見を申し上げたいんですが、先ほど御答弁で訴訟記録に残すように工夫してみたいというふうなお話もありましたけれども、やっぱり実際問題として、その点のいろんなむずかしさというのがあるのだと思いますが、やはり判決書に記載しておくことの意義というのは大きいものがあると思っておりますので、そのことは指摘をするにとどめます。

この問題と関連して、これは先般当委員会だったと思いますが、わが党の近藤議員が下山事件との関連で、訴訟記録を保存してほしいということでお尋ねをしたと思っております。重要な事件について、つまり下山事件もそうですし、これも歴史家や研究者の方たちから強い要望が出ている問題なんですけれども、十年たつて廃棄するというのではなくて保存してほしい。その他いろいろ歴史的に見ても重大な事件というのがあるわけで、現在のロッキード裁判、航空機騒音なんかもその大きな問題の一つですけれども、そうした重要な事件については訴訟記録を全部保存するようにできないのかということを検討してもらいたいという趣旨の質問も申しましたけれども、この点について再度、ぜひ御研究をお願いしたいという立場からお考えを承りたいわけですが。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 民事事件の訴訟事件記録につきましては、最高裁判所の事件記録等保存規程というものに定めがございまして、基本的には記録の保存の必要と保存に要します人的、物的負担等とのバランスを考慮

して決めているわけございまして、民事訴訟の記録につきましては、御承知のとおり十年という保存期間が定められているわけでありまして、いわゆるいまお尋ねの重大事件、あるいは社会的な耳目を引いた事件といったものの記録の保存につきましては特別の扱いではないかと御指摘でございますけれども、重大な事件とか社会的な耳目を引いた事件という意味が必ずしもはっきりしない微妙な点がございまして、記録保存という明確な基準を求められる事務につきましては、一般的にはそのような基準を持ち込むことはむずかしいように思います。

しかしながら、ただいま申し上げました事件記録等保存規程によりまして、例外的な取り扱いをいたしましては、史料または参考史料となるべきものにつきましては、保存すべき旨の裁判官会議の議決によりまして特別保存という制度がございまして、裁判官会議の議決によりまして特別保存すべきであるという決定がなされますと、十年を超えて保存するということになっておりますので、大事件でありますとか、社会の耳目を引いた事件につきましては、その規程を活用すれば現行制度の中でも賄い得る。各庁それぞれそういった判断に基づいておやりになっているのではないかとこのように存じます。

○山中都子君 やはり民事の十年ということですが、けれども、いま御答弁があったような点での保存の御研究もいただきたいところで、私はやっぱり考え方によって、民事の十年の場合でも、十年たてばそれはおのずとその事件の時代的な歴史的な重要性というのがある程度判明してくる問題でもありますし、コンセンサスも得られる問題でもありますから、たとえば専門家になる諮問会議的なものを考えるという余地だってあるだろう。これは提起にとどめますけれども、そういう点から保存に努力をされるよう重ねて要望を申し上げます。

今回の改正の背後にあるものとして、よく訴訟促進政策というふうに言われていますけれども、

やっぱりちょっと本末転倒していると基本的に思うんです。事件数がふえている、あるいは事件そのものが大変複雑になっているというところで裁判所の負担が大きくなっている。それから、一方では定員増は頭打ちである。定員法のときにも私のような観点から質問もいたしましたけれども、そういう事実がある。近い将来、大量の職員の退職、これはもうこの前のときにもちょっとお尋ねしましたけれども、定員法の問題で退職が予想される。そういう事態のもとで訴訟促進政策が進められ、その一環としてこれらの問題が、しかもブライパシーの侵害という重大な中身を持つ提起がされているというところは、まさにこれは本末転倒であって、国民の権利を守る、そして公正で民主的な裁判の保障をあれするべき法務省、裁判所においての提起されるものとしては、すこぶる問題のある提案であるということ指摘をいたしまして、質問を終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 本案に対する今日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木一弘君) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。坂田法務大臣。

○国務大臣(坂田道太君) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律は、千九百五十七年の海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約に準拠して制定されたものであります。この条約は、成立後すでに二十年以上経過し、現在では必ずしも社会経済の実態にそぐわなくなる等の問題が生じております。そのため、国際的にも、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げ、かつ、これを定める単位を国際通貨基金の定める特別引き出し権によることとする等と内容とする千九百七十六年の海事債権

についての責任の制限に関する条約が成立を見るに至り、すでに英、仏等主要海運国がこの条約を批准しております。

そこで、政府におきましては、前述の千九百五十七年条約を廃棄して、この千九百七十六年条約に加入するため、今国会においてその承認方を求めているところであります。

この法律案は、千九百七十六年条約への加入に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に關して所要の規定を整備する必要がありますので、船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げるとともに、責任限度額の算定の基礎となる船舶のトン数を國際的に統一された基準によつて算定することとしております。また、責任限度額の単位は、國際通貨基金の定める特別引き出し権によることとし、従来の金価値による定めを改めております。

第二に、責任の制限主体として、新たに救助者及び被用者等を追加することとしております。

第三に、制限債権を人の損害に關する債権、物の損害に關する債権及び旅客の損害に關する債権に分けて、責任制限の効力の及ぶ範圍及び責任限度額を定めるとともに、責任を制限することのできない債権の範圍の合理化等のため所要の改正を行うこととしております。

なお、責任制限手続につきましても、条約への加入等に伴い所要の改正をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、國籍法の改正に關する請願(第二九三〇号)(第三〇三三号)

一、外国人登録法の改正等に関する請願(第三〇八五号)

第二九三〇号 昭和五十七年四月五日受理
國籍法の改正に關する請願

請願者 名古屋守山区大森天子田三、五八六ノ一 前いく子外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四九八号と同じである。

第三〇三三号 昭和五十七年四月六日受理
國籍法の改正に關する請願

請願者 愛知県小牧市池之内一、四七八ノ一 四 江野佳子外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四九八号と同じである。

第三〇八五号 昭和五十七年四月八日受理
外国人登録法の改正等に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡長坂町富岡二九ノ一 鄭武祐

紹介議員 粕谷 照美君

外国人登録法の改正と運用並びに出入国管理及び難民認定法の運用にあたり、在日朝鮮人の人権を尊重するよう、次の措置をとりたい。

一、外国人登録法の是正と運用改善

今国会に提出された外国人登録法の一部を改正する法律案は、登録事項の確認申請(切替期間)を延長するなど一定の改善措置をとつて、一方、罰金の大幅引上げを盛り込み、また、我が国が機会あるごとに求めてきた常時携帯義務並びに罰則の適用除外、指紋登録の廃止などについては是正措置をとつていない。このことは今回の法改正が、主として事務の簡素化を目指すものであつて、現行法の治安立法的性格

を変えるものでないことを示している。外国人登録法は在日外国人の圧倒的多数を占める在日朝鮮人を弾圧規制するための基本法規の一つであり、同法が施行された一九四七年から一九八〇年までに四十九万人以上が検挙、処罰されるなど、在日朝鮮人は、外国人登録法によつて取締りの対象とされ、日常的に人権の侵害を受けている。在日朝鮮人は、朝鮮民主主義人民共和国の在外公民であり、主権国家の在外公民に対するこのような人権抑圧政策は、人権保障の國際的水準が強調されている今日、時代の流れに逆行するものである。ついで、一般外国人と異なる在日朝鮮人の歴史的特殊事情や、人権尊重の日本國憲法の精神並びに内外人平等の原則を基調とする國際人權規約等の國際法の理念に照らし、長期にわたつて日本に在留する朝鮮人の基本的人権を保障する方向で外国人登録法の是正並びに同法運用の改善を図るよう次の事項について議決すること。

- 1 在日朝鮮人に対する登録証の携帯(提示)義務と罰則の適用をやめること。
- 2 指紋登録制度を廃止すること。
- 3 各種義務の適用年齢を十八歳以上にすること。
- 4 確認制度を廃止すること。
- 5 罰金を上限三万円から二十万円に引き上げる不相当措置を取りやめ、戸籍法、住民基本台帳法等と同じ扱いにする措置をとること。

- 二、出入国管理及び難民認定法の運用
- 出入国管理及び難民認定法が本年一月一日より施行され、三箇月過ぎた今日でも同法の運用にあたり、在日朝鮮人に対しては他の一般外国人と区別する差別的な取扱いをしている。ついで、次の改善措置をとること。

- 1 再入国許可有効期間を一律三箇月に制限する不相当措置を取りやめるとともに在日朝鮮公民が安心して祖國訪問、また、外國旅行ができるよう再入国期間を一年ないし六箇月に許可する措置を速やかにとること。

2 救済有効を認めるのは、今日國際的慣行となつていながらもかわらず、在日朝鮮公民に限つてこの制度の適用を厳しく制限している措置を取りやめ、法の下の平等の理念に基づき在日朝鮮公民に対しても差別的でない救済有効制度の適用措置をとること。

- 3 南朝鮮から政治的な圧迫を逃れ、又は、生きる道を求めて日本に密入国し、既に長期にわたつて在留し、生活の根を下ろしている在日朝鮮人に対しては、在留資格を与へ合法的な生活ができるよう人道的措置をとること。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十六日)

一、船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正する法律案

第六号中正誤

ベジ 段 行 誤

六 三 終わり
二 三 から 生涯

渉外 正

第七号中正誤

ベジ 段 行 誤

四 一 四 いい

いう 正

八 一 三 仮説

仮設

〇 二 終わり
〇 二 から 議院

議員

第八号中正誤

ベジ 段 行 誤

一 四 〇 った

った 正

〇 〇 五

〇 〇 七

〇 〇 七

〇 〇 七

〇 〇 九

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

〇 〇 三

第三部

法務委員会會議錄第九号

昭和五十七年四月二十二日

【參議院】

昭和五十七年五月十三日印刷

昭和五十七年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A